

常陸太田市自殺対策推進計画
こころといのちのほっとプラン
【令和2年度～令和6年度】



令和2年3月

常陸太田市



ご あ い さ つ

我が国の自殺者は、近年、減少傾向にありますが、毎年多くのかげがえのない命が自殺によって失われており、本市におきましても、これらの状況を重く受け止めなければならないと考えております。

これまで国、県における自殺対策を踏まえ、本市でも自殺防止に向けた取り組みを行ってまいりましたが、平成28年4月に自殺対策基本法が改正され、地方自治体においても自殺を防ぐための計画が義務付けられました。

本市では、自殺対策に関連する事業を計画的かつ総合的に進め、その効果を最大限に生かすことができるよう、令和2年度から5年間の計画期間とする「常陸太田市自殺対策計画」を策定しました。

本計画では、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携を深め、市民の皆様が生きがいを持ち、安心して暮らせる「誰も自殺に追い込まれることのない地域の実現」を基本理念として、地域に暮らす人々や関係機関との「つながり」の強化や「孤立」を防ぐための環境整備を進めてまいりたいと考えておりますので、皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたり、ご尽力いただきました「常陸太田市自殺対策推進計画策定委員会」の委員の皆様をはじめ、関係機関の皆様、様々な機会を通じて貴重なご意見をいただきました皆様心から厚くお礼申し上げます。

令和2年3月

常陸太田市長 大久保 太一

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨及び背景	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	5
4 計画の数値目標	5
第2章 常陸太田市の自殺の現状と課題	7
1 人口の推移	9
2 自殺の現状	11
3 アンケート調査結果からみた現状	18
4 自殺対策の取組の経緯	20
5 自殺の特徴と取り組むべき施策	22
第3章 自殺対策の基本理念及び基本方針	27
1 基本理念	29
2 計画の基本方針	30
3 施策体系	32
第4章 施策の展開	33
1 基本施策	35
2 重点施策	40
3 庁内各部署における「生きる支援の関連施策」について	47
4 関係機関・団体等の取組	68
第5章 自殺対策の推進に向けて	71
1 計画の推進体制	73
2 施策の評価	74
付属資料	75
1 自殺対策推進計画策定委員会	77
2 自殺対策推進計画策定庁内会議	79
3 自殺対策推進計画策定の経緯	82
4 相談窓口一覧	83

第 1 章

計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨及び背景
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画の数値目標

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨及び背景

我が国の自殺者数は、平成10年に一挙に増加して3万人を突破し、その後平成23年まで14年間連続して3万人を超える状態が続きました。平成24年には15年ぶりに下回りましたが、依然として先進諸国※¹より高い水準にあります。

このような状況の下、国は平成18年6月に「自殺対策基本法」を制定し、自殺は「個人の問題」から「社会の問題」として広く認識されるようになりました。さらに翌19年には、「自殺総合対策大綱」を策定し、国を挙げて総合的に自殺対策を推進した結果、自殺者数は減少傾向に転じ、着実に対策の実があがっています。

本市では、平成23年の東日本大震災の翌年に自殺者が多かったことから、災害による心のケア事業として、保健師や精神保健福祉士による家庭訪問や健康相談に取り組んできました。更には、平成27年度に策定した「常陸太田市健康増進計画」において、重点目標の一つとして、「自殺死亡率の減少」を挙げ、自殺防止対策として実効性の高いゲートキーパー※²事業を積極的に展開してきたところです。

これらの自殺対策を進める中、平成28年4月の自殺対策基本法の改正では都道府県及び市町村は地域自殺対策計画の策定が義務づけられ、さらに翌29年7月25日に閣議決定された新たな自殺総合対策大綱では、市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の地域の状況に応じた施策、地域自殺対策計画による推進が義務付けられました。

茨城県では、平成31年3月に、平成31年度から5か年計画として「茨城県自殺対策計画」が策定されています。

本市においては、これまで実施してきた自殺対策の経緯を踏まえ、国や県の計画を受けて、総合的かつ効果的な計画を策定するものです。

※1 先進諸国の自殺死亡率（人口10万対）令和元年版自殺対策白書 引用 WHO（世界保健機構）による
フランス15.1（2013）、アメリカ13.4（2014）、ドイツ12.6（2014）、カナダ11.3（2012）、
イギリス7.5（2013）、イタリア7.2（2012）、日本19.5（2014）

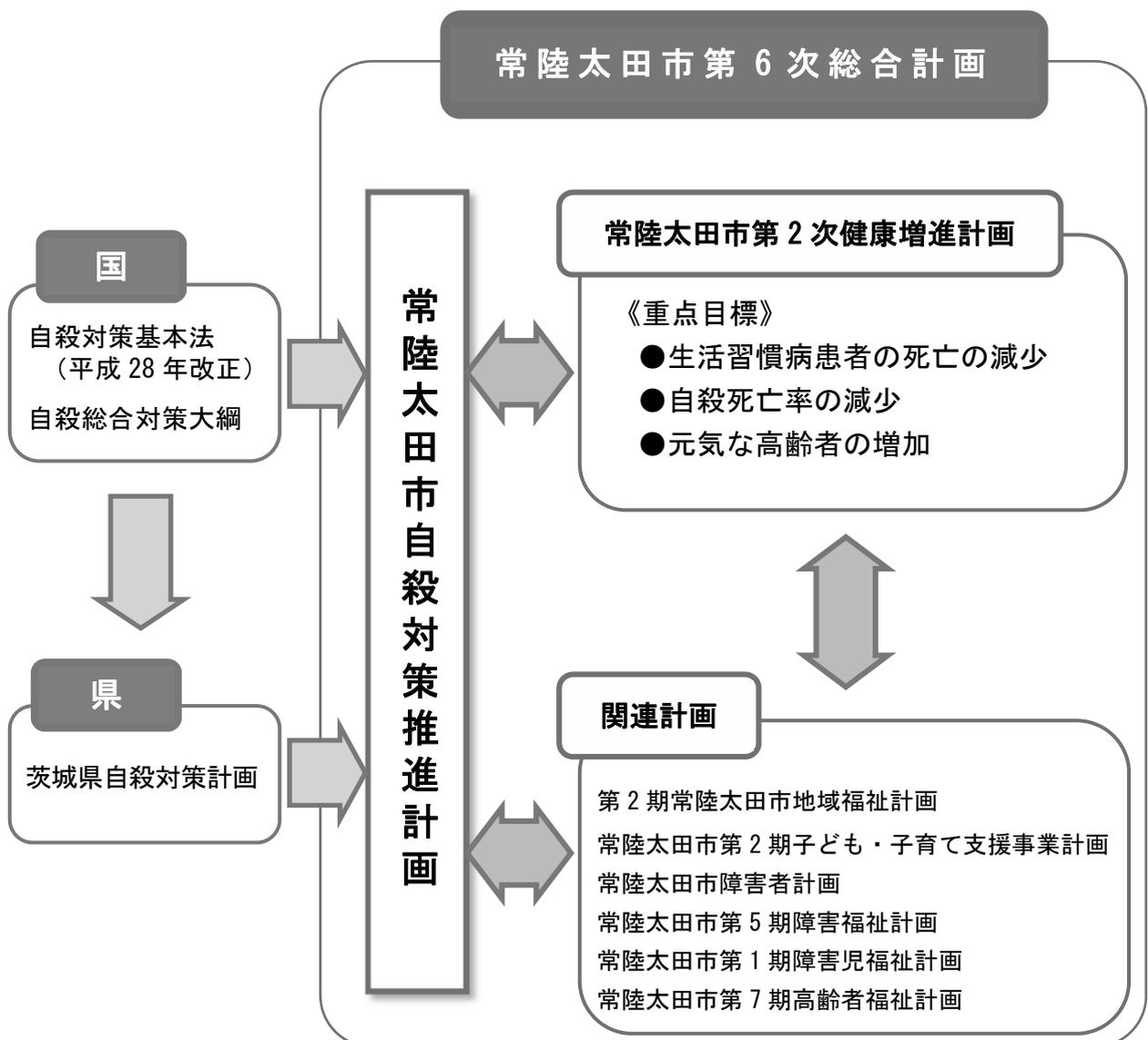
※2 ゲートキーパー：悩みのある人に寄り添い、解決に向けて適切に行動する人

2 計画の位置づけ

この計画は、自殺対策基本法第13条第2項の規定により、国の「自殺総合対策大綱」及び「茨城県自殺対策計画」に地域の実情を勘案して常陸太田市の自殺対策について定めるものです。

これまで本市では、平成27年3月に策定した「常陸太田市健康増進計画」において、自殺死亡率の減少を重点目標として、自殺対策の推進に取り組んできた経過があります。

本計画においては、上位計画である「常陸太田市第6次総合計画」、関連性の高い計画である「常陸太田市第2次健康増進計画」を始め、その他福祉計画等との整合性を図りながら策定します。



3 計画の期間

国の自殺総合対策大綱が概ね5年を目途に見直しが行われることを踏まえ、2020年（令和2年）から2024年（令和6年）の5年間とします。ただし、進捗状況及び国や茨城県の動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

区分	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)
常陸太田市	策定					
茨城県						

4 計画の数値目標

国は、自殺対策総合大綱において自殺死亡率を主要先進国の現在水準まで減少させることを目指し、「2026年（令和8年）までに自殺死亡率を2015年（平成27年）と比べて30%以上減少させ、自殺死亡率を13.0以下にすること」を目標としています。

本市においては、2018年（平成30年）から過去5年間の平均の自殺死亡率18.39及び自殺者数10.2人からそれぞれの数値の30%以上減少を目標としました。

2024年（令和6年）までに年間自殺死亡者数を7人以下にします。

2024年（令和6年）までに年間自殺死亡率を12.9以下（人口10万対）にします。

区分	基準年の実績	過去5年間実績の平均		目標年の実績
	2015 (H27)	2014 (H26)～2018 (H30)		2024 (R6)
自殺者数	15人	10.2人		7人以下
自殺死亡率	27.0	18.39		12.9以下

〈参考〉自殺死亡率の人口換算について

自殺死亡率とは、人口10万人あたりの自殺者数を表します。

$$\frac{\text{自殺者数}}{\text{人口（10月1日現在）}} \times 100,000$$

第 2 章

常陸太田市の自殺の現状と課題

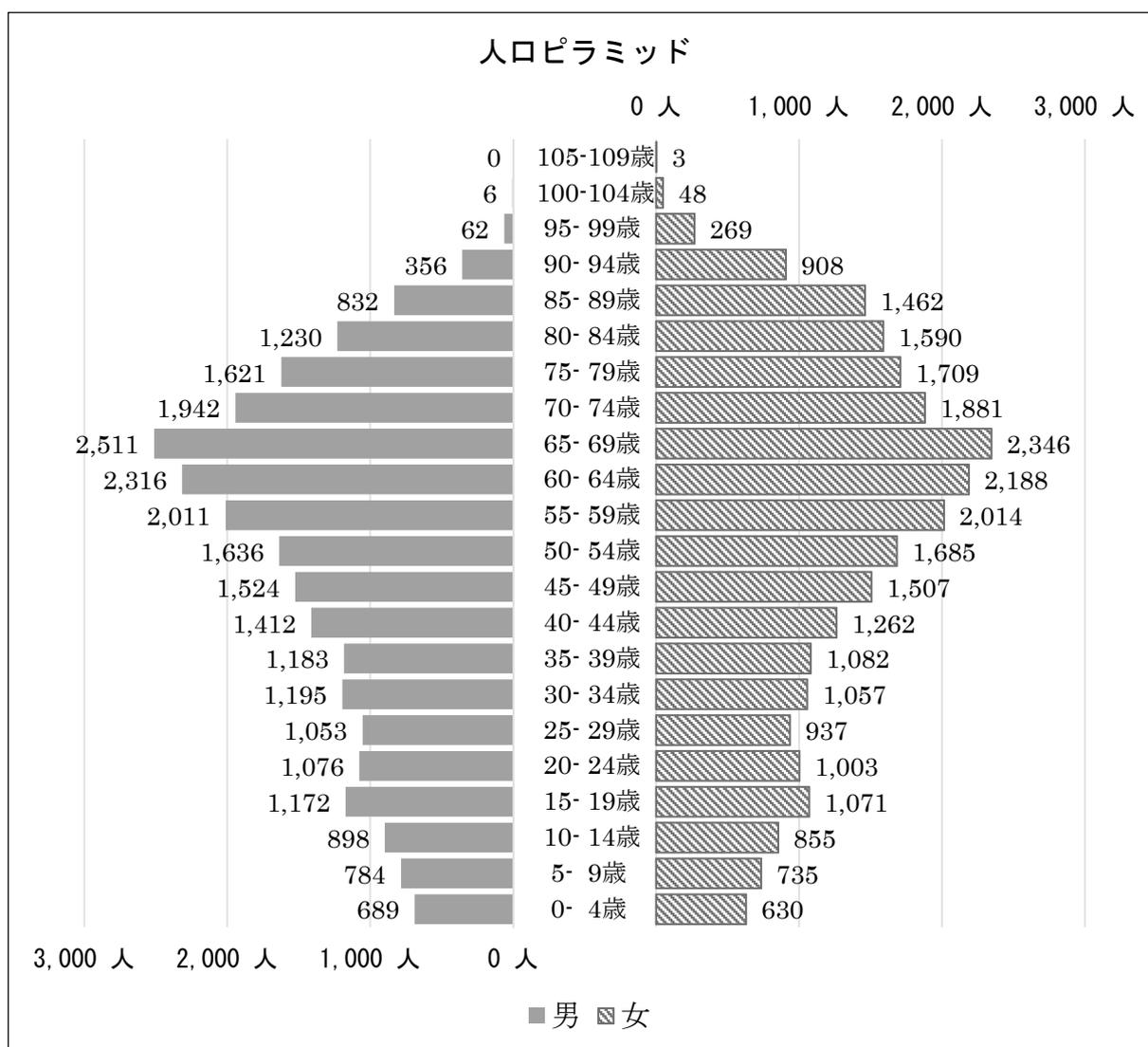
- 1 人口の推移
- 2 自殺の現状
- 3 アンケート調査結果からみた現状
- 4 自殺対策の取組の経緯
- 5 自殺の特徴と取り組むべき施策

第2章 常陸太田市の自殺の現状と課題

1 人口の推移

(1) 性別年齢別人口

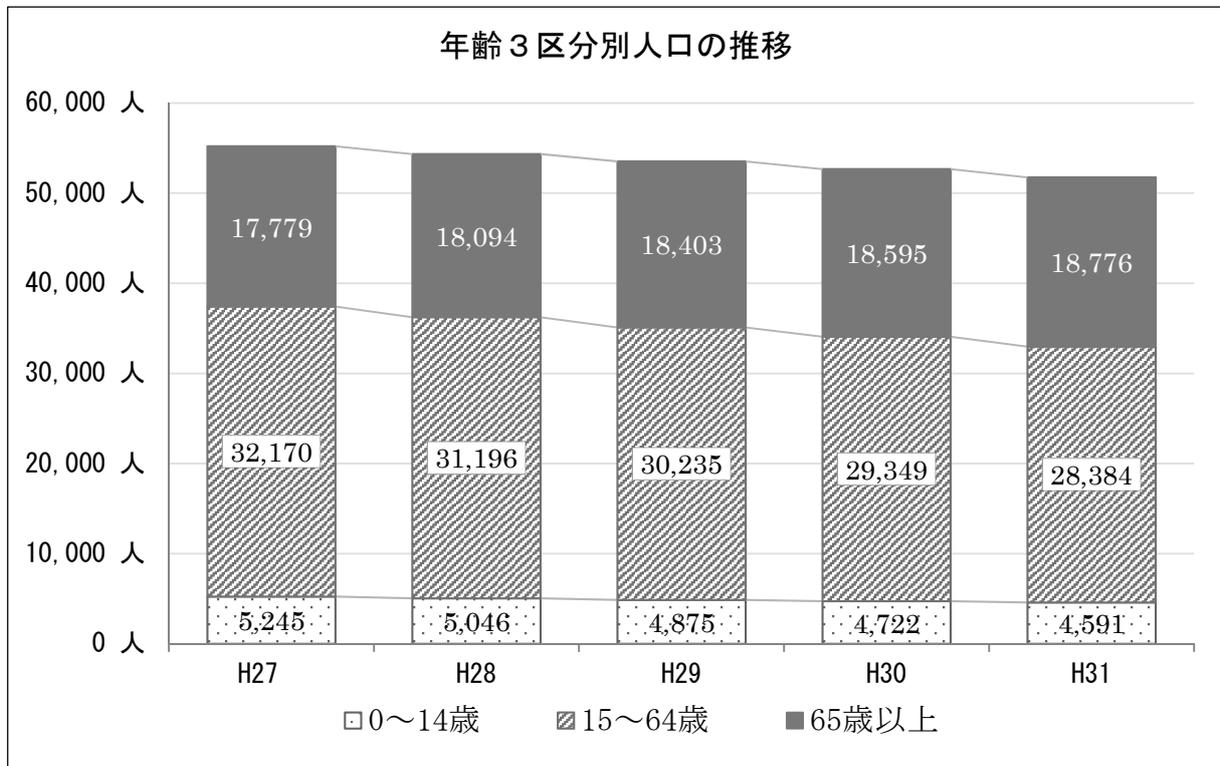
本市の性別年齢別人口をみると、男女ともに65～69歳が最も多くなっています。この世代は、第二次世界大戦後の昭和22～24年に生まれた第一次ベビーブーム世代です。一方、第二次ベビーブーム（昭和46～49年）世代の人口の突出は見られず、60歳代が最も大きなふくらみをもった「つぼ型」となっています。



資料：住民基本台帳（平成31年4月1日現在）

(2) 年齢3区分別人口の推移

本市の総人口をみると、徐々に減少しています。また、年齢3区分別にみると、年少人口と生産年齢人口が減少している一方で、65歳以上の高齢者人口は年々増加しており、少子高齢化が急速に進んでいます。

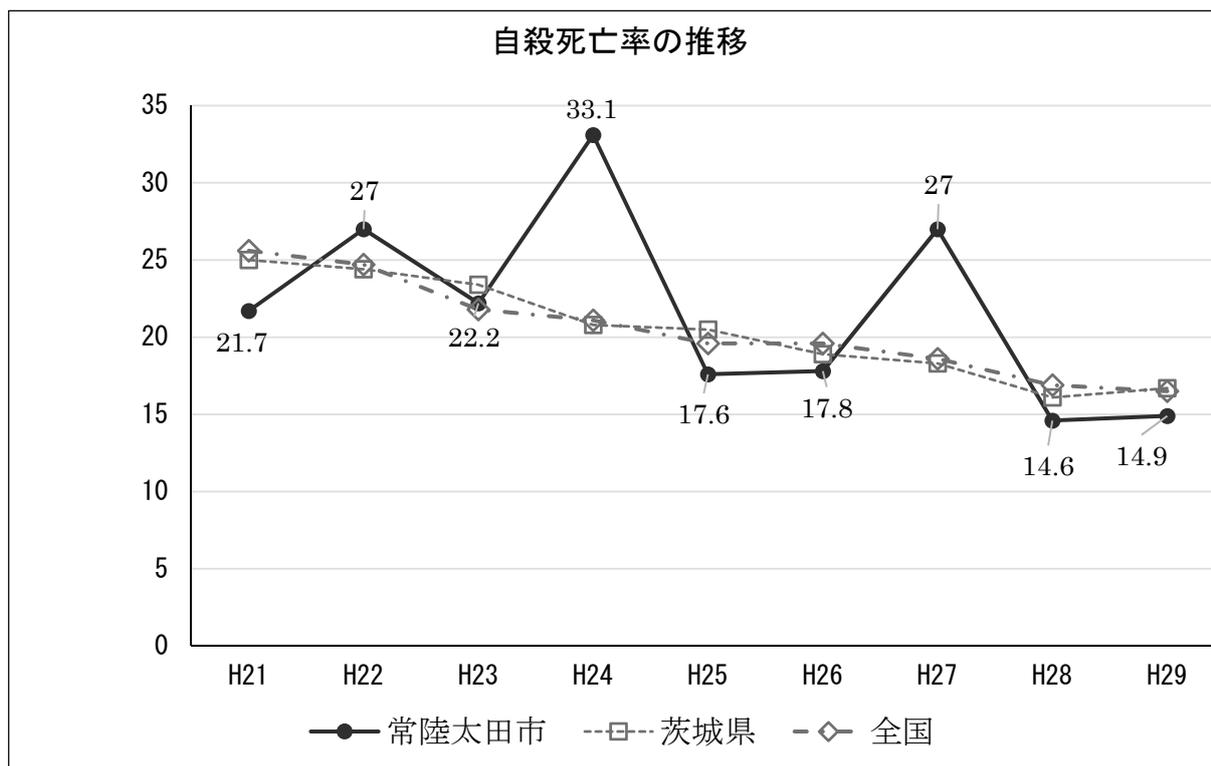


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

2 自殺の現状

(1) 自殺死亡率の推移（平成 21 年～平成 29 年）

本市の自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺者数）の推移をみると、平成 24 年が 33.1 と過去 9 年間で最も高い値を示しますが、その翌年は全国・県の値を下回るまでに減少します。そして、再び平成 27 年には 27.0 と急増しておりますが、その翌年には減少し横ばいの状況です。

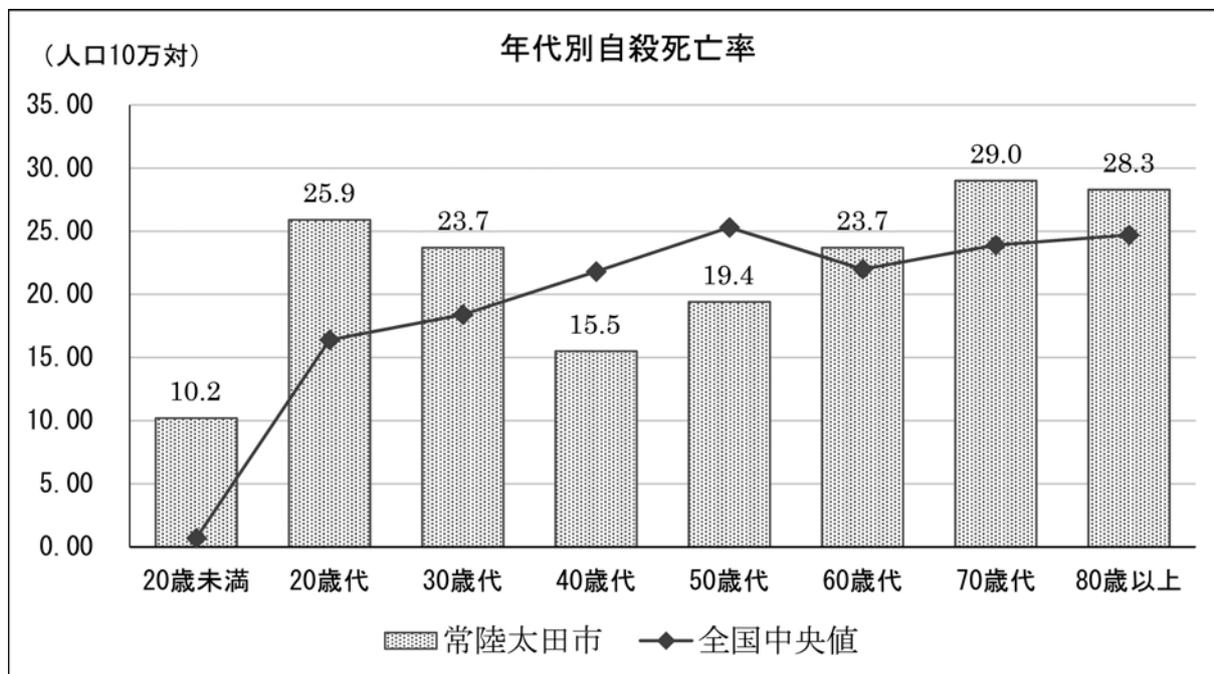


区 分	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
常陸太田市	21.7	27.0	22.2	33.1	17.6	17.8	27.0	14.6	14.9
茨 城 県	25.0	24.4	23.4	20.8	20.5	18.9	18.3	16.1	16.7
全 国	25.6	24.7	21.8	21.1	19.6	19.6	18.6	16.9	16.5

資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料【自殺日・住所地】

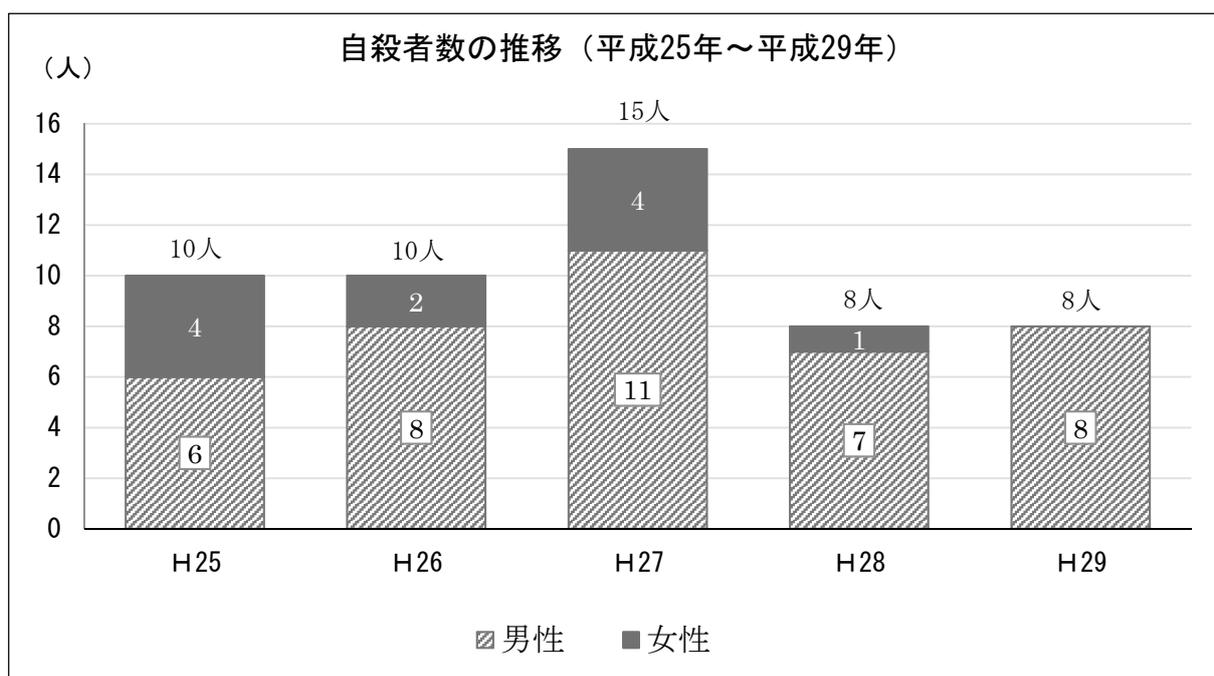
(2) 年代別自殺死亡率（平成25年～平成29年）

本市の年代別自殺死亡率をみると、20歳未満が10.2であり、この値は全国市町村において上位10%以内にランク付けされるほど、非常に高い値です。また、20歳～39歳の若年者、70歳代の高齢者で高くなっています。



(3) 自殺者数の推移と男女比（平成25年～平成29年）

本市の自殺者数をみると、平成25年から平成29年の5年間で51人となっており、男女別では、男性が40人、女性が11人と、女性に比べ男性が多い状況です。

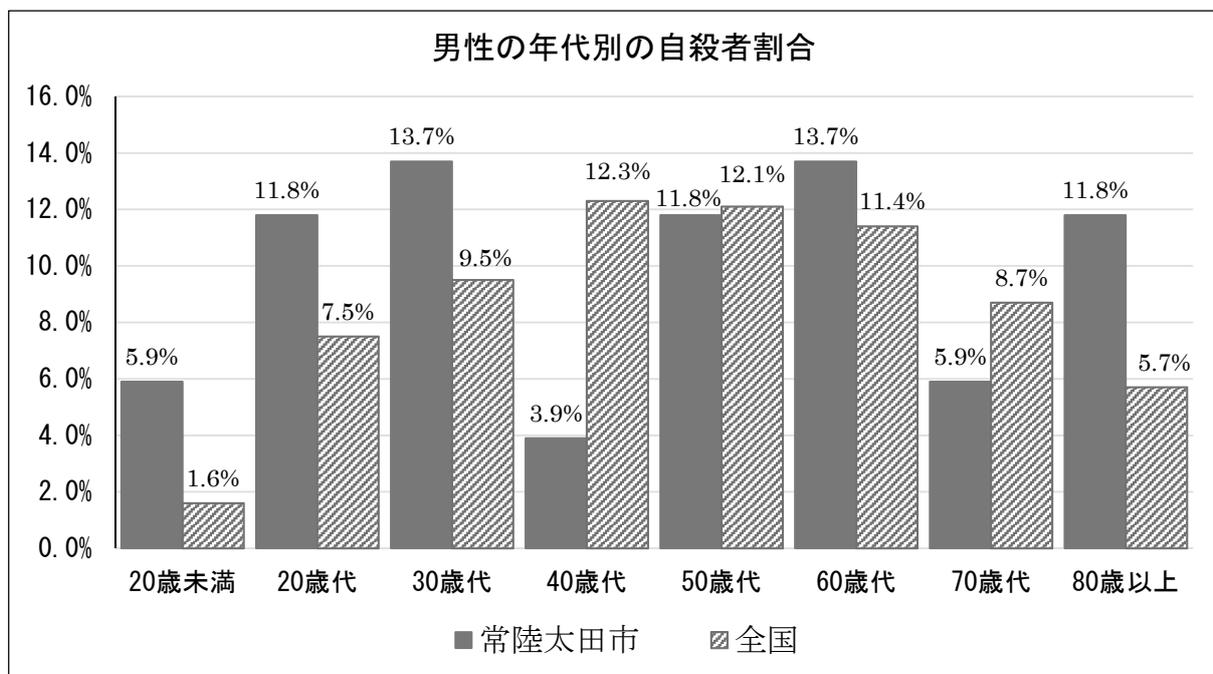


資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料【自殺日・住所地】

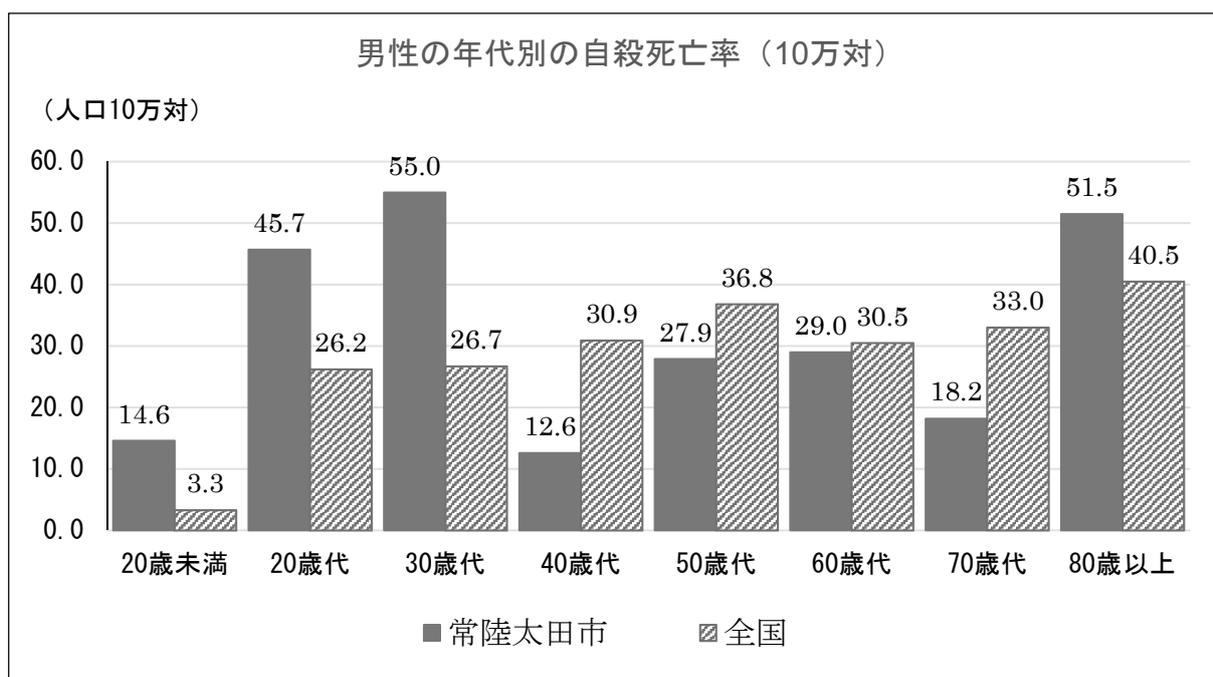
(4) 性別・年代別自殺者の状況（平成25年～平成29年）

① 男性の状況

本市の自殺者数51人のうち男性の年代別自殺者割合をみると、30歳代と60歳代が共に13.7%と最も高く、また、40歳代・50歳代・70歳代以外の全ての年代で全国よりも高くなっています。特に、20歳未満においては、全国1.6%に対し本市5.9%と非常に高くなっています。



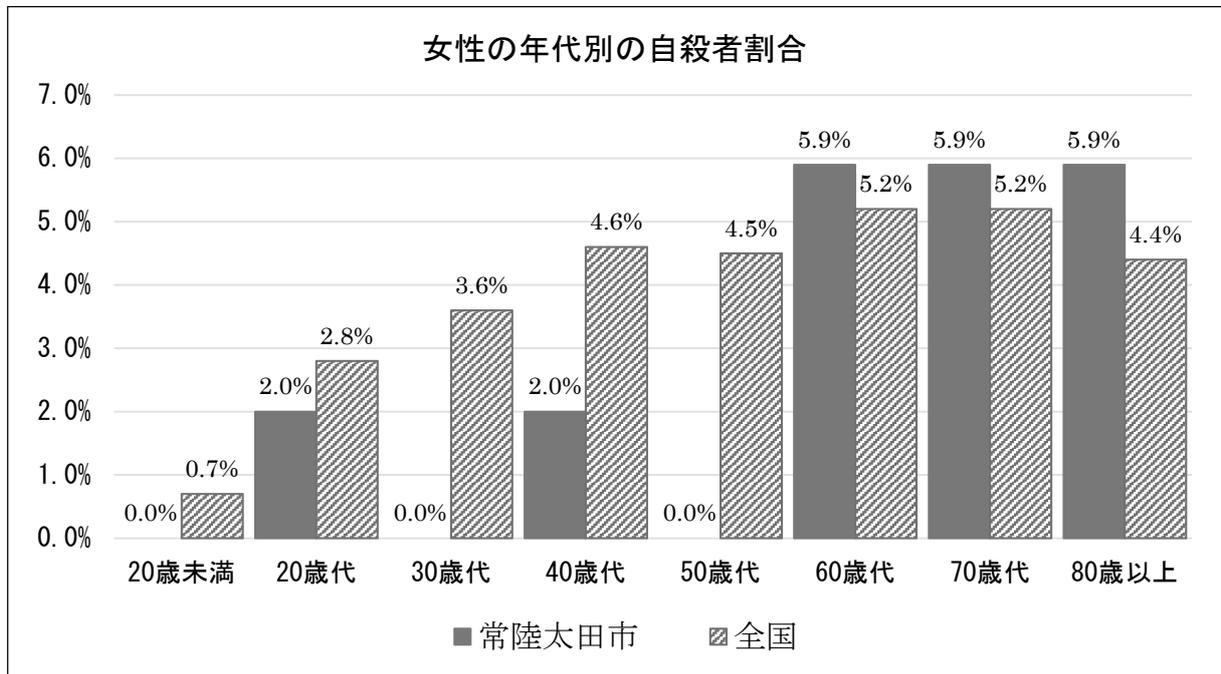
年代別の自殺死亡率（人口10万対）で比べてみると、60歳代は、全国よりやや低い状況です。



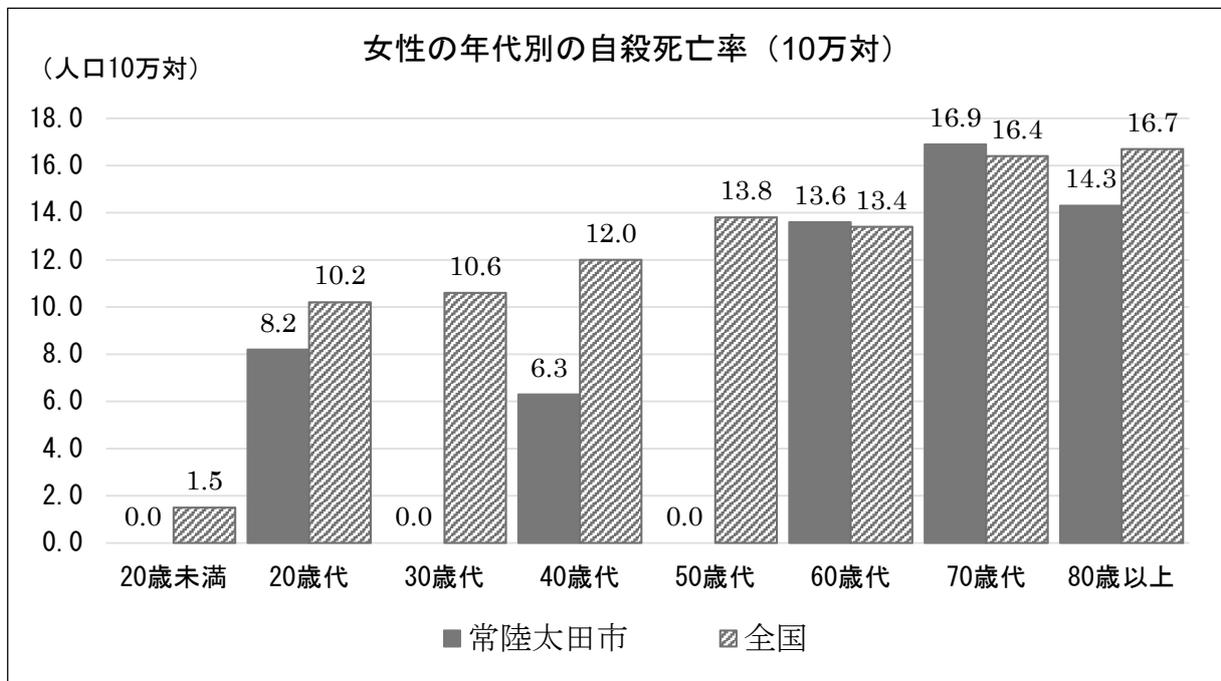
資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料【自殺日・住所地】

② 女性の状況

本市の自殺者数 51 人のうち女性の年代別自殺者割合をみると、60 歳以上の年代が全国より高く、女性の 8 割を占めています。



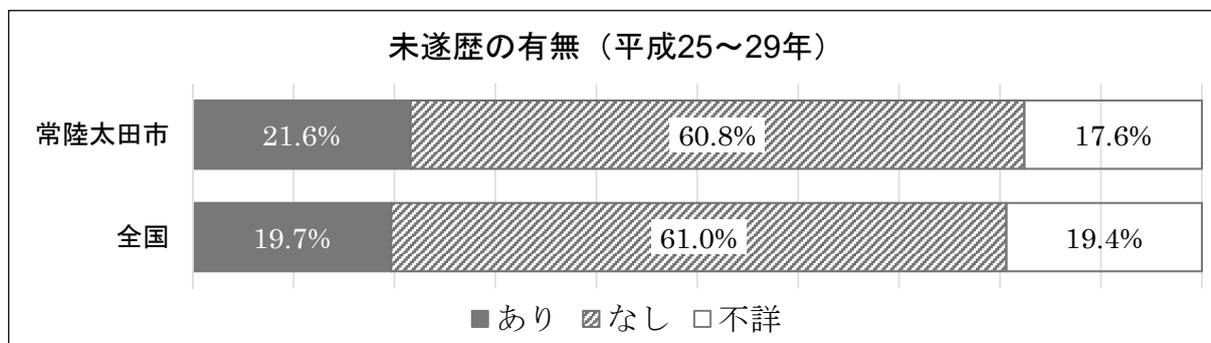
年代別の自殺死亡率（10 万対）で比べてみると、60 歳代及び 70 歳代は、ほぼ全国と同様ですが、80 歳以上では全国より低い状況にあります。



資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料【自殺日・住所地】

(5) 自殺者における自殺未遂歴の状況（平成25年～平成29年）

平成25年から平成29年までの本市の自殺死亡者51人のうち、自殺未遂歴のある方が11人（21.6%）、ない方が31人（60.8%）、不詳が9人（17.6%）です。全国と比べると、本市は自殺者における未遂歴がある割合が高い状況にあり、およそ5人に1人は、自殺未遂歴があります。



資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料【自殺日・住所地】

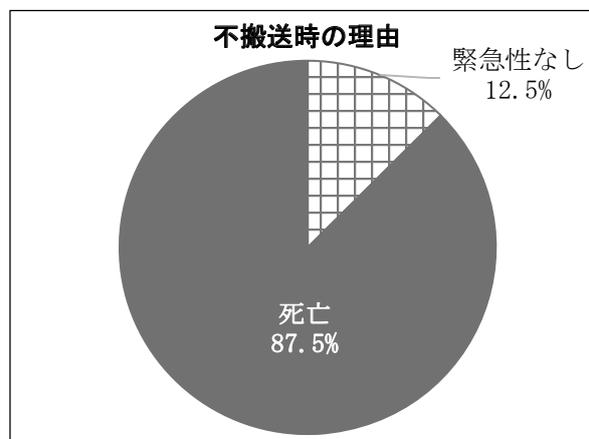
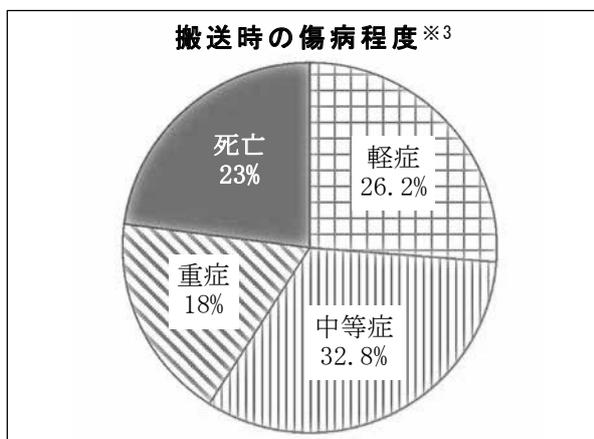
(6) 自損行為の状況（平成25年～平成29年）

常陸太田市消防本部での自損行為による出場件数は、横ばい傾向にあります。過去5年間の出場件数93件のうち、医療機関へ搬送した件数は61件で、不搬送件数は32件でした。

搬送時の傷病程度をみると、軽症が26.2%、中等症が32.8%、重症が18.0%、死亡が23.0%となっています。不搬送理由では、緊急性なし12.5%、死亡87.5%となっています。

自損行為による救急出場の年次状況 (件)

区分	H25	H26	H27	H28	H29	合計
出場件数	19	17	23	16	18	93
搬送件数	12	13	12	13	11	61
不搬送件数	7	4	11	3	7	32

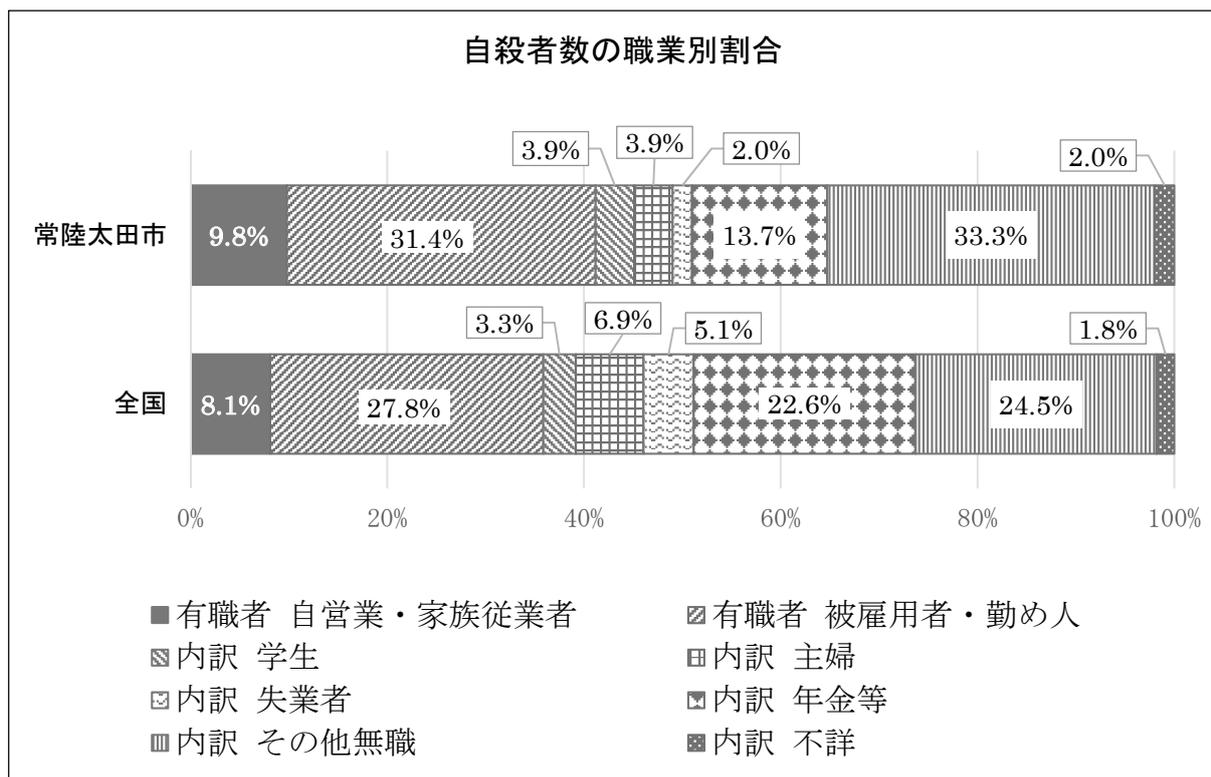


資料：常陸太田市消防本部提供

※3 傷病程度：軽症：入院の必要のないもの 中等症：3週間未満の入院が必要 重症：3週間以上の入院が必要
死亡：初診時、医師による死亡が確認されたもの

(7) 職業別の自殺者の状況（平成25年～平成29年）

自殺者のうち20歳以上の有職者は41.2%で「被雇用者・勤め人」が「自営業・家族従事者」よりも多くなっています。一方、無職者56.8%で、半数以上を占めています。無職者全体の中では学生・主婦などに分類できない「その他の無職者」が全国よりも多くなっていますが、この「その他の無職者」については明確な定義がありませんが、就労の経験がない人、就労できる状態でない人、就労が続かない（離職者）が該当すると推測されます。

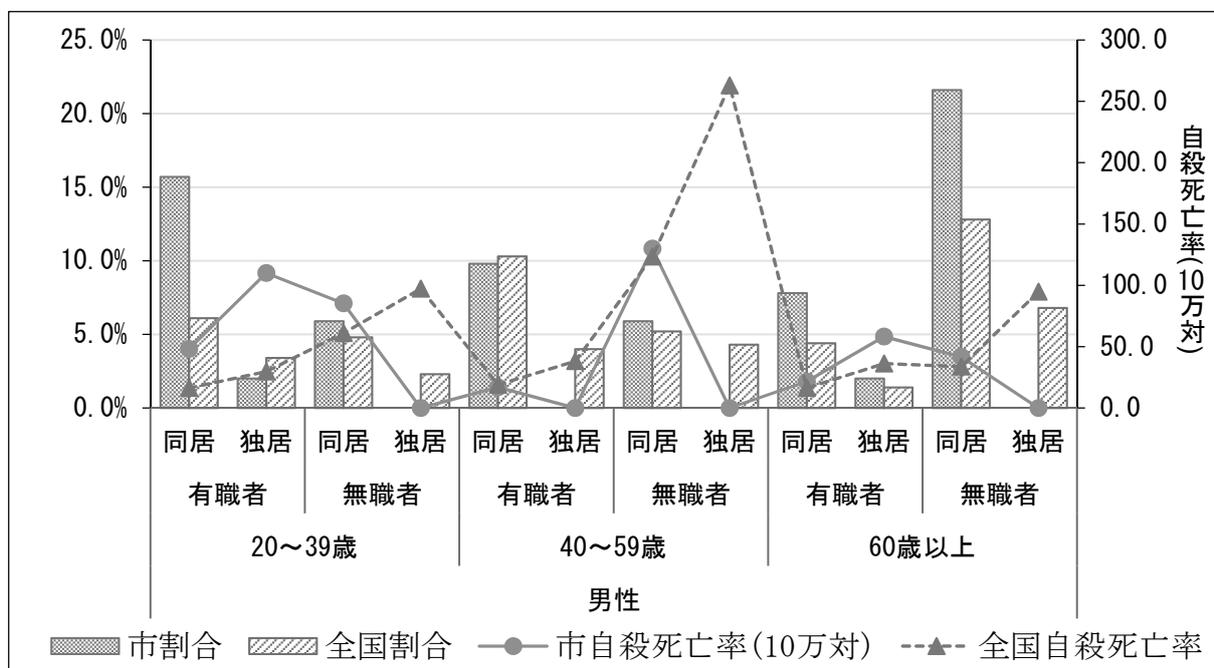


資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料【自殺日・住所地】

(8) 性年齢階級別、職業、同居の有無の状況

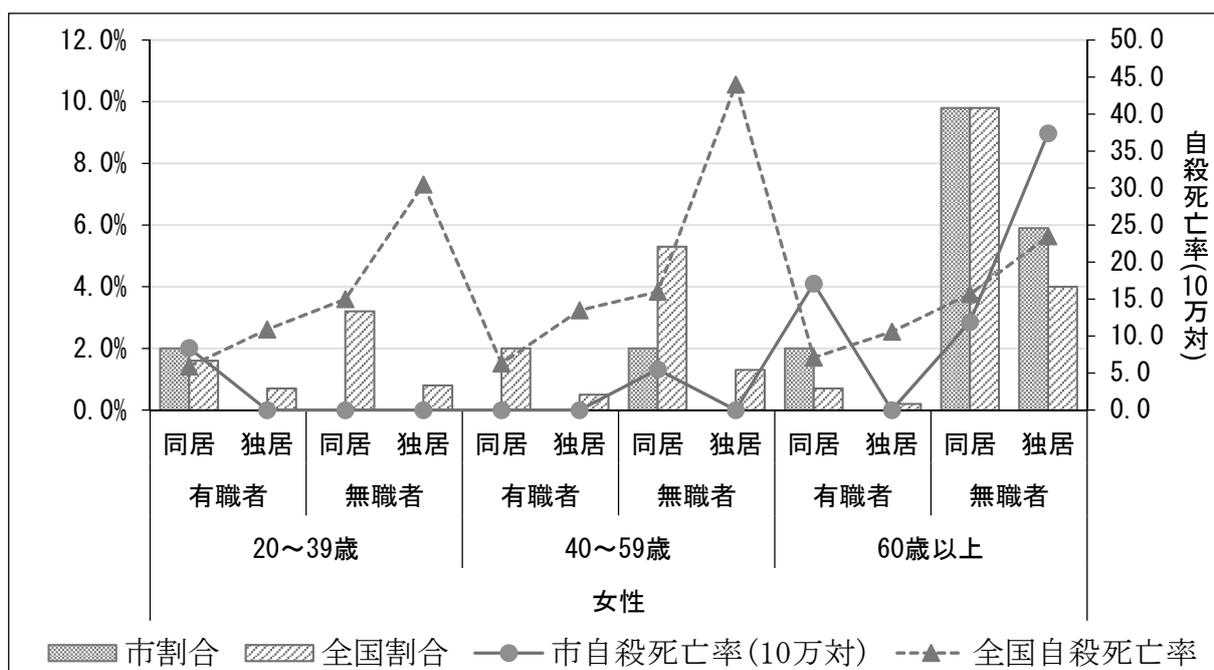
① 男性の状況

自殺者の割合では、男性が「20～39歳の有職者で同居人あり」と「60歳以上で職業の有無に関わらず同居人あり」の割合が全国よりも高くなっています。



② 女性の状況

自殺者の割合では、女性が「60歳以上の有職者で同居人あり」と「60歳以上の無職者で同居人なし」の割合が全国よりも高くなっています。



資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料【自殺日・住所地】

3 アンケート調査結果からみた現状

本市では、本計画を策定するにあたり、健康増進計画評価のための生活習慣アンケートの一部を活用しました。

◆調査期間：平成30年6月～12月

◆対象者・調査方法

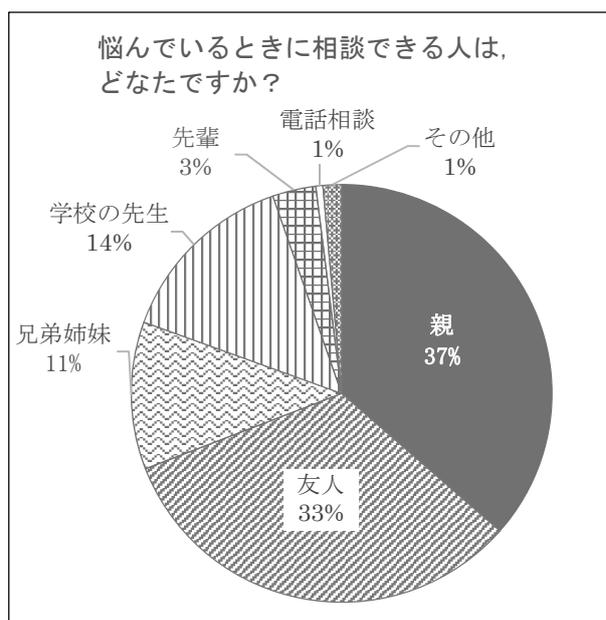
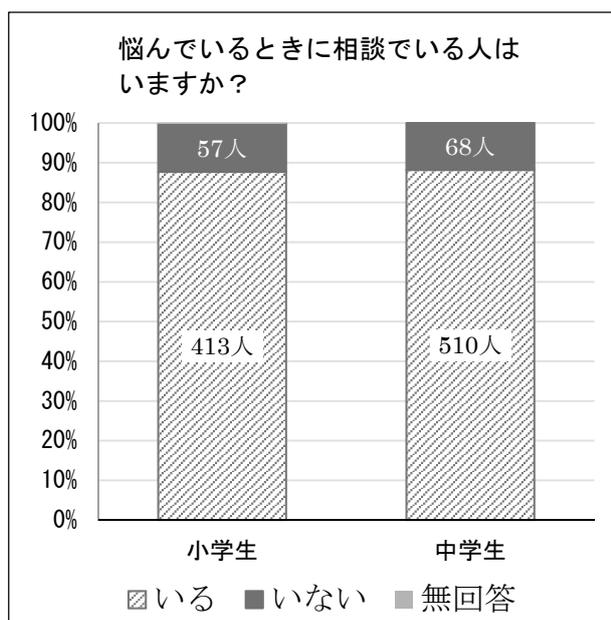
対 象		対象数	回答数	計	調査方法
小中学生	小学生 4～6 学年	514 人	471 人	91.6%	各小中学校で実施
	中学生 全学年	624 人	578 人	92.6%	
	合 計	1,138 人	1,049 人	92.2%	
市内に居住する 20歳～後期高齢者		-	5,611 人	-	健診会場で受診者に実施

(1) 小中学生のストレス・悩み

「悩んでいるときに相談できる人や場所がありますか」の問いに、相談できる人や場所がないと答えた小中学生は、約1割を占めており、小中学生合わせて125人が悩みを抱えています。

一方、相談できる人や場所があると回答した児童生徒のうち、相談先として、小学生は、親・友人・学校の先生の順に多く、中学生は、友人・親・学校の先生の順に多い状況です。中学生になると、相談先の変化や多様化がみられます。

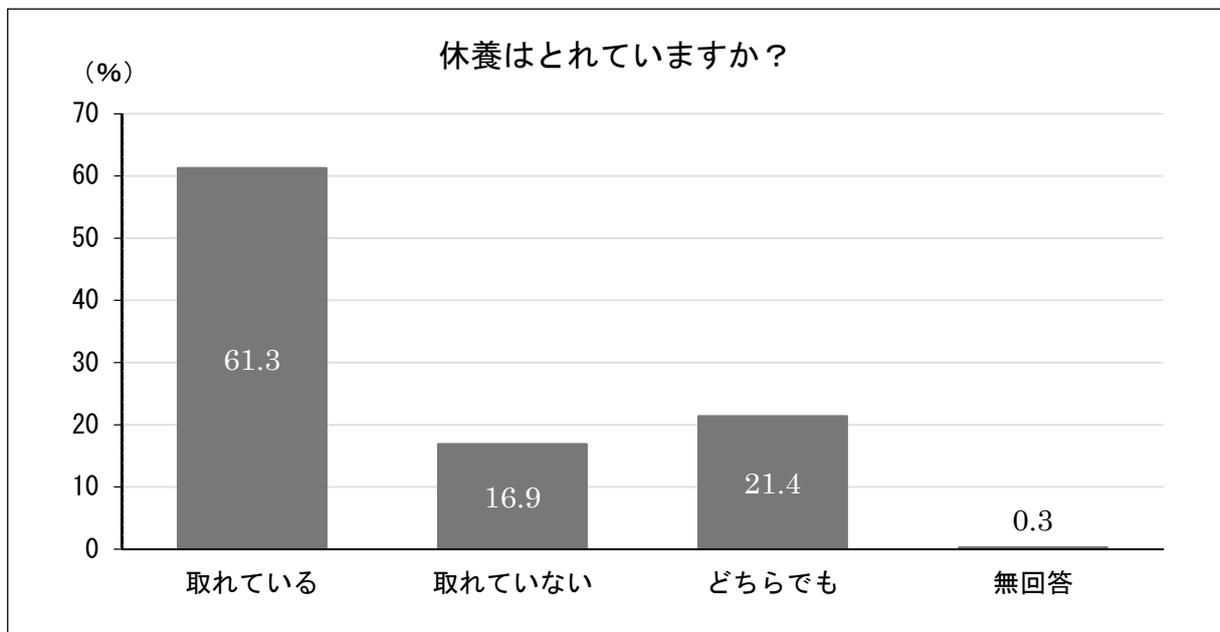
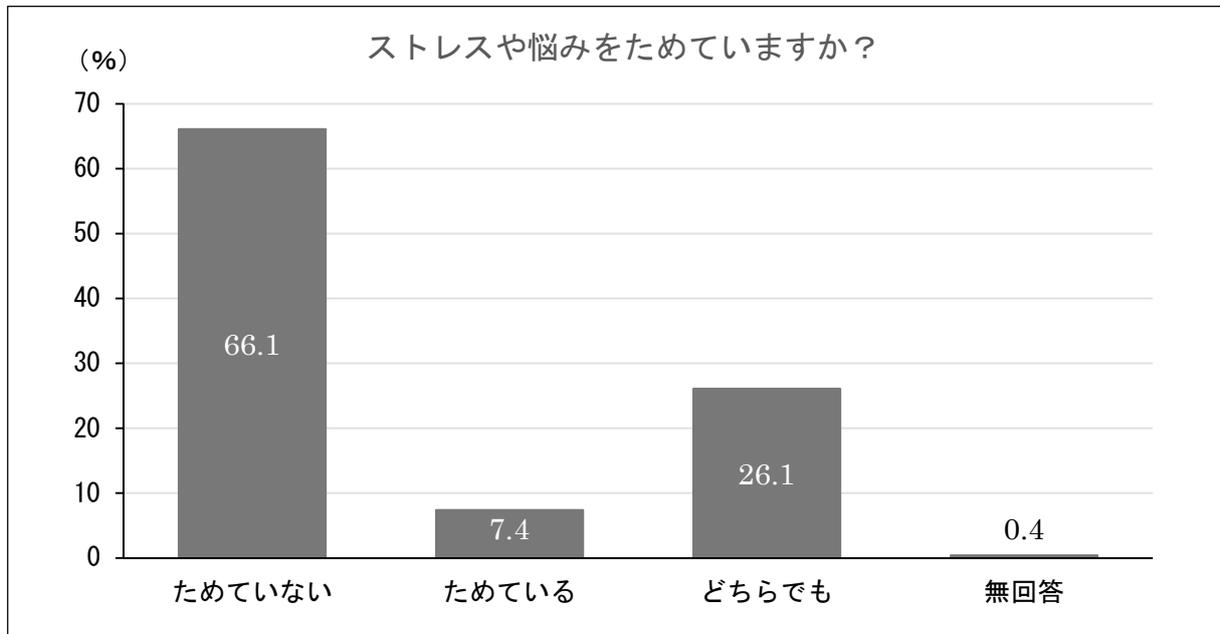
自分で悩みを抱え込まず、相談しやすい環境づくりが必要です。



(2) 成人期のストレス・悩み

ストレスや悩みについて「ためている」との回答が7.4%、「どちらでもない」との回答26.1%を合わせると33.5%です。また、休養について「取れていない」との回答が16.9%、「どちらでもない」との回答21.4%を合わせると38.3%です。

悩みを抱えている方や休養がとれていない方が、3人に1人いる結果となっています。



4 自殺対策の取組の経緯

本市では、「茨城県地域自殺対策緊急強化事業費補助金」等を活用し、平成 22 年度から「普及啓発事業」「人材養成事業」「相談支援事業」を展開してきました。

(1) 普及啓発事業・人材養成事業

平成 22 年度の当初は、普及啓発事業（広報等による相談窓口の掲載，自殺予防週間・強化月間におけるイベント，心の健康づくり講演会）を主に実施してきましたが，東日本大震災後の平成 23 年度には，地域の民生委員児童委員の気づき，見守り，つなぐ役割の強化に取り組むこととし，保健所職員を講師としてゲートキーパー研修を実施しました。さらに，翌年度からは，民生委員児童委員だけでなく，一般市民，教職員，市職員を対象を広げ，精神科医や臨床心理士等を講師とした研修会を実施しています。

また，平成 28 年度からは，高齢者を対象に地域の公民館や集会所を会場に市保健師が講師となり，出前講座「うつ予防・ゲートキーパー教室」により地域への普及啓発を進めています。

年度	事業名	内 容
22 年度	普及啓発	・講演会 96 名 「老いの楽しみ～かけがいのない命を大切に～」
23 年度	普及啓発	・講演会 95 名 「体の不調？心の不調？～中高年のうつを知る～」
	人材養成	・ゲートキーパー研修会 122 名 民生委員児童委員
24 年度	普及啓発	・健康を考える集い 600 名 映画「ツレがうつになりまして」・震災後のこころのケア交流会
	人材養成	・ゲートキーパー研修会 122 名 (市民：46 名 小中学校養護教諭・児童委員等：36 名 市職員：40 名)
25 年度	普及啓発	・相談窓口ステッカー・ポスター作成し，公共施設等に掲示
	人材養成	・ゲートキーパー研修会 383 名 (市民：125 名 教職員：116 名 市職員：28 名 新任民生委員：54 名 居宅支援事業所連絡協議会：60 名)
26 年度	人材養成	・ゲートキーパー研修会 199 名 (市民：49 名 ケアマネージャー：17 名 民生委員フォロー研修：133 名)
27 年度	人材養成	・ゲートキーパー研修会 173 名 (市民：81 名 思春期保健関係者：27 名 市職員：30 名 フォロー研修：35 名)
28 年度	普及啓発	・うつ予防・ゲートキーパー教室 14 回 195 名
	人材養成	・ゲートキーパー研修会 200 名 (市民：34 名 新任民生委員：65 名 相談機関代表：101 名)
29 年度	普及啓発	・うつ予防・ゲートキーパー教室 14 回 195 名
	人材養成	・ゲートキーパー研修会 132 名 (一般市民：48 名 相談実務者：25 名 相談機関代表者：33 名 民生委員児童委員フォロー研修：26 名)

年度	事業名	内 容
30 年度	普及啓発	・講演会 37 名 「感情の向き合い方～ご自身、大切な方に対して～」 ・うつ予防・ゲートキーパー教室 10 回 162 名
	人材養成	・ゲートキーパー研修会 66 名 (市民：19 名 相談実務者：24 名 相談関係者：23 名)

(2) 相談支援事業（震災後の心のケア訪問等支援事業）

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は本市にも大きな被害をもたらしました。震災後の復興が進む反面、被災された方において、喪失感から自殺や孤独死のリスクが高まることは、阪神大震災・中越地震後の報告にも明らかにされていたため、平成 23 年度は、リスクが高いとされる「災害で転居を余儀なくされた方」（市内転居：85 世帯 231 人 福島から避難：25 世帯 48 人）を重点的に、市保健師による健康把握を行いました。その結果、心理面で継続支援が必要な方（26 世帯 48 名）のサポートを行ってきました。

また、平成 24 年度から 2 ヶ年度に渡り、震災後の心のケア訪問等支援事業を本格的に実施するため、地域活動支援センター（メンタルサポートステーション きらり）への事業委託により、精神保健福祉士と市保健師が訪問等で継続支援を行い、更に支援が必要な方に対して市保健師が家庭訪問や電話等でのサポートを行ってきました。

5 自殺の特徴と取り組むべき施策

(1) 自殺の特徴

本章の「2 自殺の現状」において把握しているとおおり、本市の自殺者の傾向をみると、「同居家族のいる 60 歳以上の年齢層及び男性の同居家族のいる 20 歳未満から 30 歳代の年齢層に多い」、「生活困窮等に関する問題と関係が深い」、「職業別では、〔自営業・家族従業者〕と〔被雇用者・勤め人〕」の割合が全国と比較して高く、就労や仕事に関する問題と関係が深い」という点に特徴があることが分かってきました。

これらの特徴について、厚生労働省の自殺総合対策推進センターが作成した「地域自殺実態プロファイル^{※4}」を基に、自殺者が多い「性・年代等の特性」からみた順位と「背景にある主な自殺の危機経路」により詳細を分析すると、以下の図表のように整理することができます。

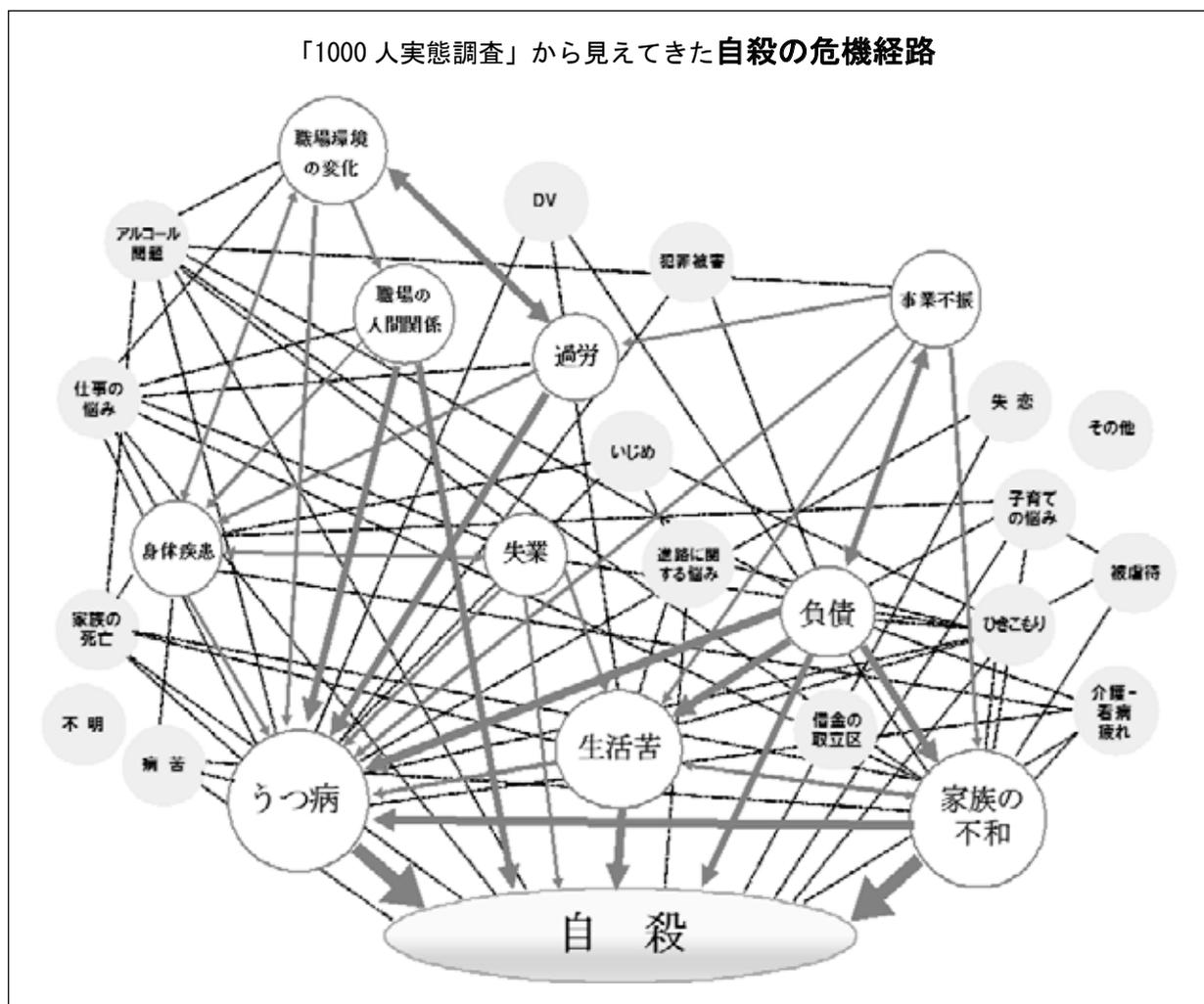
ここから新たに見えてきた特徴としては、60 歳以上の自殺の背景として、失業(退職)からの「生活苦」、「介護の悩み(疲れ)」、「身体疾患」等の要因が連鎖している状況が見られます。また、20～50 歳代の男性の自殺の背景には「職場の人間関係」、「過労」、「うつ状態」等の要因があると考えられます。

常陸太田市の主な自殺の特徴（平成 25 年～平成 29 年の合計 自殺日・住居地^{※5}）

上位 5 区分 ^{※6}	自殺者数 5 年 計	割 合	自 殺 死亡率 ^{※7}	背景にある主な自殺の危機経路 ^{※8}
1 位：男性 60 歳以上無職同居	11 人	21.6%	41.6	失業（退職）→生活苦＋介護の悩み（疲れ）＋身体疾患→自殺
2 位：男性 20～39 歳有職同居	8 人	15.7%	48.1	職場の人間関係／仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ＋過労→うつ状態→自殺
3 位：男性 40～59 歳有職同居	5 人	9.8%	16.9	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み＋仕事の失敗→うつ状態→自殺
4 位：女性 60 歳以上無職同居	5 人	9.8%	11.9	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
5 位：男性 60 歳以上有職同居	4 人	7.8%	21.6	①【労働者】身体疾患＋介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺 ②【自営業者】事業不振→借金＋介護疲れ→うつ状態→自殺

資料：地域自殺実態プロファイル【2018】

- ※4 地域自殺実態プロファイル：自殺総合対策推進センターが作成したデータで、国勢調査、人口動態統計調査、企業・経済統計、生活・ライフスタイルに関する統計（国民生活基礎調査、社会生活基本調査等）に基づき、自治体ごとの自殺者数や自殺死亡率についてまとめて、自殺の実態を明らかにするものです。
- ※5 自殺日・居住地：自殺者数について、「自殺日・住居地」で集計しています。「自殺日」は自殺した日、「住居地」は自殺者の住居があった場所をいいます。
- ※6 上位 5 区分：順位は自殺者数の多さに基づきます。自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順としました。
- ※7 自殺死亡率：人口 10 万人当たりの自殺者数を指し、母数（人口）は平成 27（2015）年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計しました。
- ※8 背景にある主な自殺の危機経路：NPO 法人ライフリンクが行った、自殺で亡くなった方についての実態調査から、自殺は、平均すると 4 つの要因が連鎖して引き起こされており、それらの要因の連鎖のプロセス（「自殺の危機経路」という）は、性、年代、職業等の属性によって特徴が異なることが明らかになりました。



※ 丸の大きさは要因の発生頻度を表しています。丸が大きいほど、その要因が抱えられていた頻度が高いということです。また、矢印の太さは、要因と要因の連鎖の因果関係の強さを表しています。

資料：『自殺実態白書 2013』（NPO 法人ライフリンク）

（２）重点に取り組むべき施策

本市の自殺の特徴から、「高齢者及び同居家族への支援」「生活困窮者への支援」「子ども・若者及び同居家族への支援」「勤務・経営問題対策の推進」は重点的に取り組むべき施策です。

高齢者及び同居家族への支援

年代別自殺者の状況より、本市では60歳以上の自殺者が全自殺者のほぼ半数を占めています。また、自殺の主な特徴からも家族と同居している高齢者の自殺死亡率が高い状況です。高齢者に対して疾病予防、介護予防、閉じこもり予防、生きがい対策などを連動させ、重点的に推進していく必要があります。

生活困窮者への支援

主な自殺の危機経路より、上位に失業（退職）や事業不振から生活苦・借金，そして身体疾患やうつ状態となり自殺に結びついています。生活困窮者に対して心身の健康管理など重点的対策の推進と併せて生活困窮に陥らないための早期支援対策も推進していく必要があります。

子ども・若者及び同居家族への支援

年齢別の死因をみると、20歳未満、20歳代、30歳代で自殺が第1位となっています。20歳未満の自殺死亡率は10.2（人口10万対）であり、全国市町村の中では高ランクに位置しています。また、20歳代、30歳代の自殺者数は、男性60歳以上に次いで多くなっています。子ども達が、自殺に追い込まれることがないように、児童・生徒に対して「命の大切さの学習」や「SOSの出し方教育」を重点的に推進していく必要があります。

年齢別死因上位3位（平成25～29年合計）

区分	第1位	第2位	第3位
15～19歳	自殺	悪性新生物	その他
20～24歳	自殺	心疾患	不慮の事故
25～29歳	自殺	不慮の事故	悪性新生物
30～34歳	自殺	心疾患	悪性新生物
35～39歳	自殺	悪性新生物	脳血管疾患
40～44歳	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患・不慮の事故
45～49歳	悪性新生物	自殺	心疾患・不慮の事故
50～54歳	悪性新生物	心疾患・脳血管疾患	自殺
55～59歳	悪性新生物	脳血管疾患	心疾患
60～64歳	悪性新生物	脳血管疾患	心疾患
65～69歳	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患
70～74歳	悪性新生物	心疾患	肺炎
75～79歳	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患
80～84歳	悪性新生物	心疾患	肺炎
85～89歳	心疾患	悪性新生物	肺炎
90～94歳	心疾患	悪性新生物	肺炎
95～99歳	心疾患	肺炎	脳血管疾患
100歳以上	心疾患	肺炎	脳血管疾患

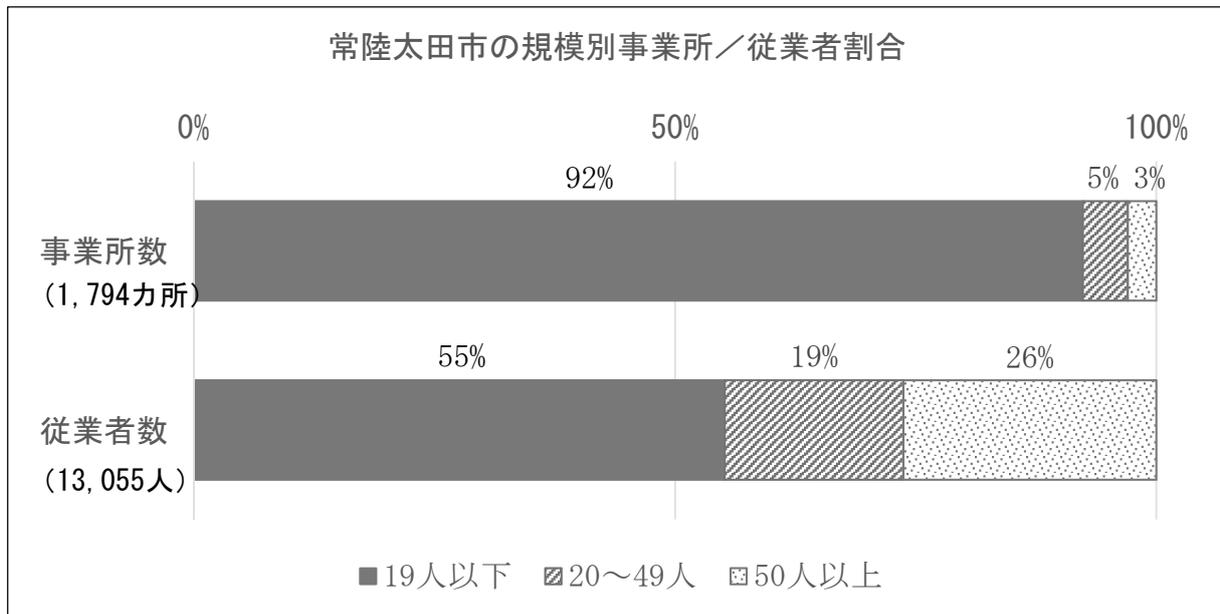
資料：茨城県保健福祉統計保管統計表（人口動態統計）より作成

勤務・経営問題対策の推進

本市における自殺者の職業別では、「自営業・家族従業者」と「被雇用者・勤め人」の割合が全国と比較して高くなっています。また自殺の特徴から、男性有職者の20～39歳、40～59歳、60歳代といった幅広い年代の男性が上位を占めています。

市内の多くの事業所は従業者が50人未満であり、従業者19人以下の事業所が55%と半数を占めています。こうした小規模事業所ではメンタルヘルス対策に遅れがあることが指摘されています。

こうしたことから、勤務・経営に問題を抱える人に対する施策を重点的に推進していく必要があります。



資料：H28 経済センサス-基礎調査

第 3 章

自殺対策の基本理念及び基本方針

- 1 基本理念
- 2 計画の基本方針
- 3 施策体系

第3章 自殺対策の基本理念及び基本方針

1 基本理念

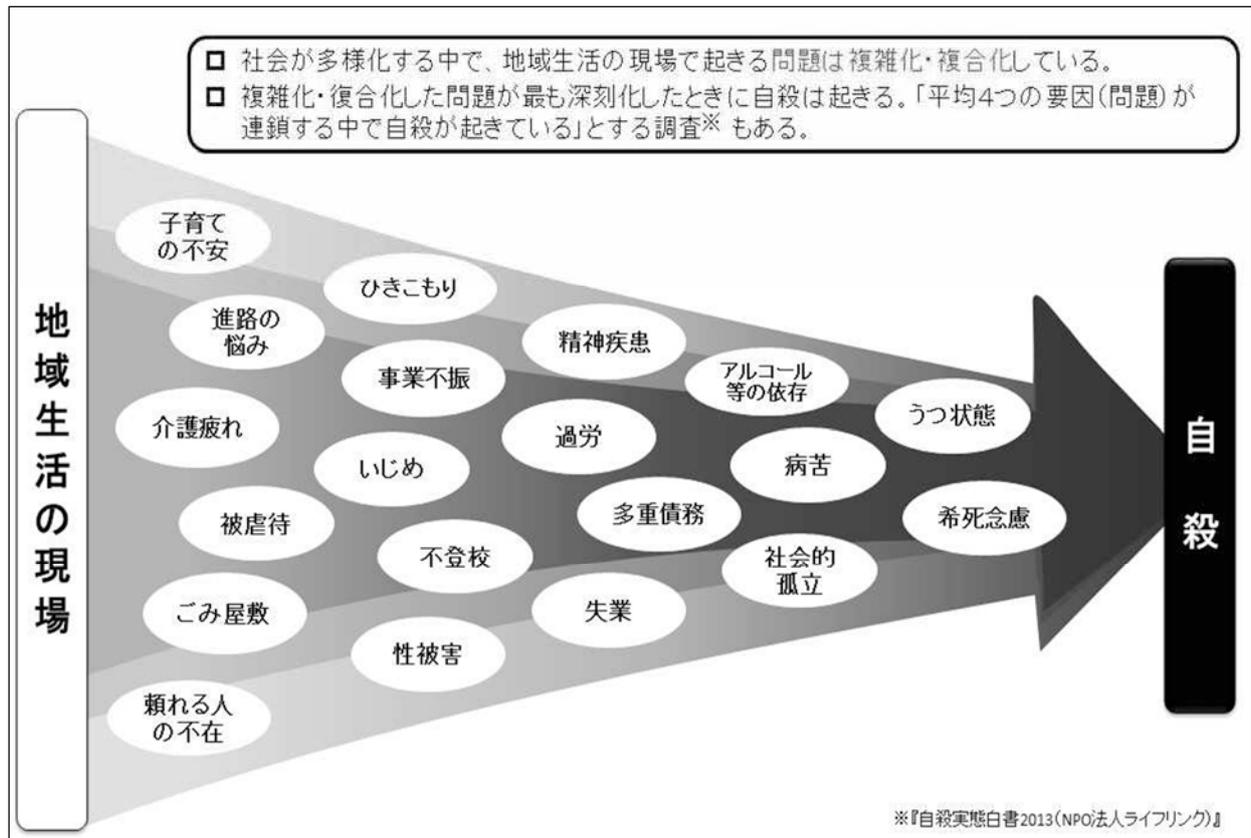
「誰も自殺に追い込まれることのない地域の実現」

自殺のその多くは追い込まれた末の死であるとされています。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、失業、生活困窮、病気や介護疲れ、孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。

自殺対策の本質が生きることの支援にあたることを改めて確認し、自殺総合対策大綱の「いのち支える自殺対策」という理念のもと、市民や行政、関係機関が一体となって、自殺対策に取り組むことが必要です。

常陸太田市は「誰も自殺に追い込まれることのない地域の実現」を基本理念として、市民の皆様とともに、自殺対策に取り組んでいきます。

自殺の危機要因イメージ図（厚生労働省資料）



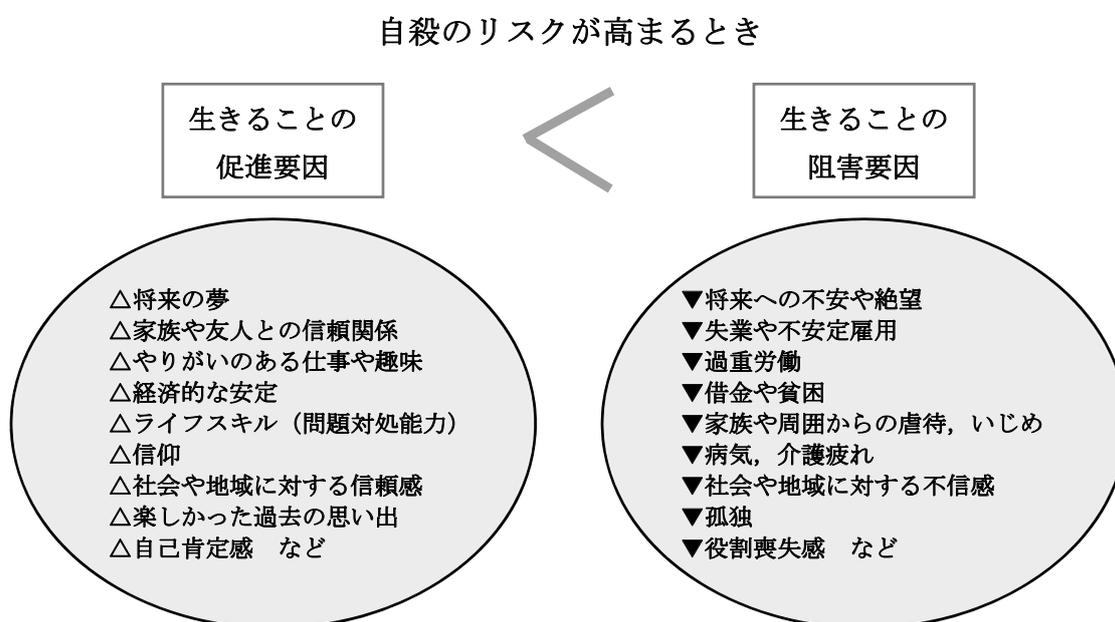
2 計画の基本方針

平成 29 年度に閣議決定された「自殺総合対策大綱」を踏まえ、本市では次の 5 項目を自殺対策における「基本方針」として、計画の推進を図ります。

(1) 生きることの包括的な支援としての推進

個人においても社会においても、自己肯定感や良好な人間関係などの「生きることの促進要因」より失業や多重債務、生活困窮などの「生きることの阻害要因」が上回ったときに自殺リスクが高くなるとされています。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行い、双方の取り組みを通じて自殺リスクを低下させる方向で、生きることの包括的な支援として推進する必要があります。



資料：NPO 法人 ライフリンク

(2) 関連施策との連携による総合的な対策の展開

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにするため、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みが重要です。

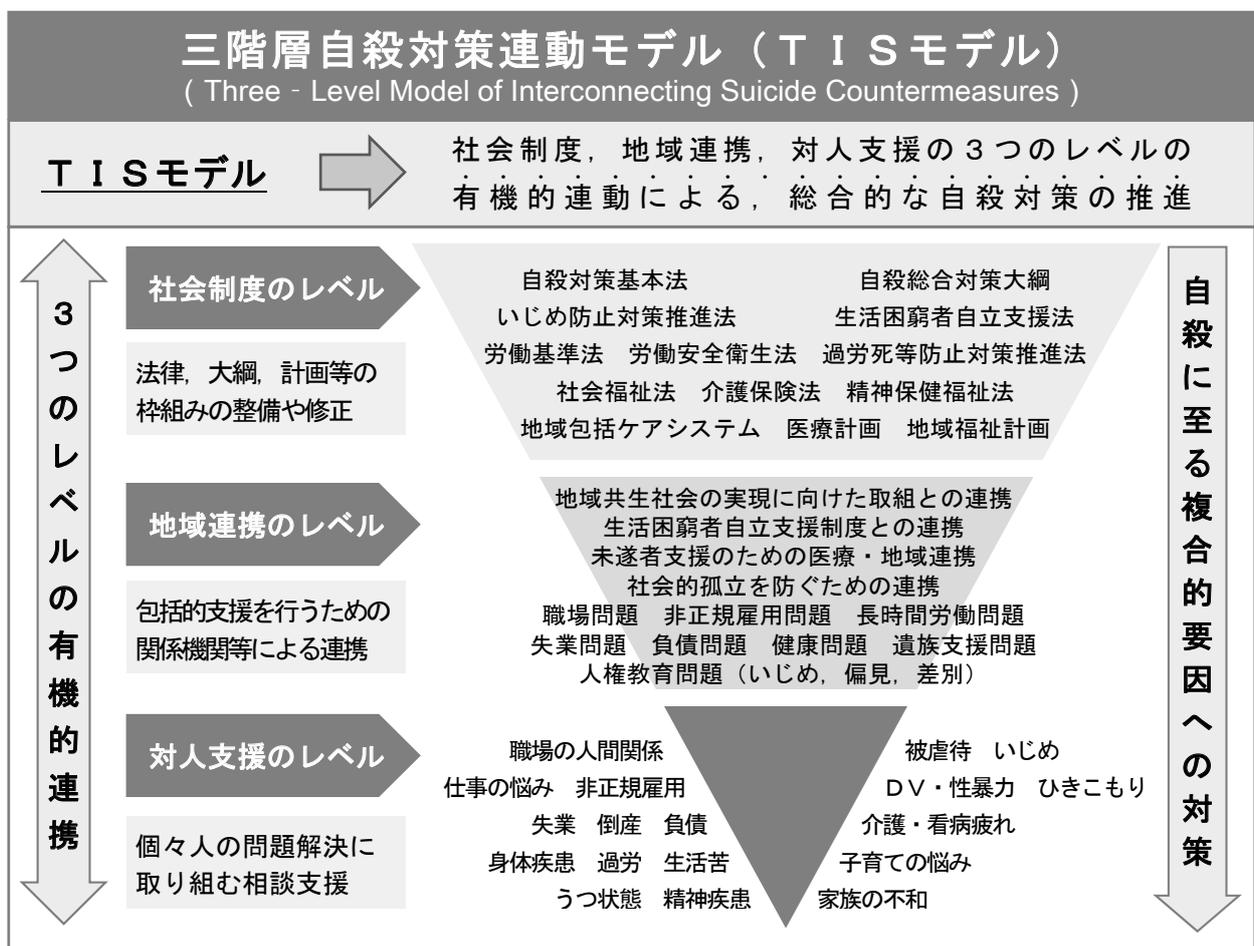
また、このような包括的な取り組みを実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

また、自殺の要因となり得る健康問題、経済・生活問題、勤務問題、家庭問題等、関連の分野においても同様に、連携の取り組みが展開されています。連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる人々がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

(3) 対応の段階に応じた対策の効果的な連動

自殺対策は、個人の問題解決に取り組む相談支援を行う「対人支援」、包括的な支援を行うために関係機関等による実務連携を行う「地域連携」、法律、大綱、計画等の枠組みの整備や修正に係わる「社会制度」に分かれ、これらを連動させることで、総合的に推進していくことが重要です。

これらの、自殺対策に係る個別の施策は、自殺や精神疾患等についての正しい知識の普及啓発等自殺の危険性が低い段階での「事前対応」、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入し、自殺を発生させない「危機対応」、不幸にして自殺や自殺未遂が生じてしまった場合に家族や職場の同僚等に与える影響を最小限とし、新たな自殺を発生させない「事後対応」の3つの段階ごとに効果的な施策を講ずる必要があります。



資料：自殺総合対策推進センター

(4) 実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるように、引き続き積極的に普及啓発を行う必要があります。

全ての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが重要です。

(5) 関係者の役割の明確化と連携・協働の推進

自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、市、市民、関係団体、企業等が相互に連携・協働して自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全てのかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援と、それを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られるよう、各種事業を実施します。

3 施策体系

国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、全ての自治体で取り組むことが望ましいとされた5つの「基本施策」と、地域の自殺の実態を詳細に分析した地域自殺実施プロファイルにより示された4つの「重点施策」を組み合わせ、本市の特性に応じた実効性の高い施策を推進していきます。

また、市内の多様な既存事業を「生きる支援の関連施策」と位置付け、より包括的・全庁的に自殺対策を推進していきます。

誰も自殺に追い込まれることのない地域の実現

【基本方針】

- 1 生きることの包括的な支援として推進
- 2 関連施策との連携による総合的な対策の展開
- 3 対応の段階に応じた対策の効果的な連動
- 4 実践と啓発を両輪として推進
- 5 関係者の役割の明確化と連携・協働の推進

【基本施策】

- 1 地域におけるネットワークの強化
- 2 自殺対策を支える人材の育成
- 3 市民への啓発と周知
- 4 生きることの促進要因への支援
- 5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

【重点施策】

- 1 高齢者及び同居家族への支援
- 2 生活困窮者への支援
- 3 子ども・若者及び同居家族への支援
- 4 勤務・経営問題対策の推進

生きる支援の関連施策

第 4 章

施策の展開

- 1 基本施策
- 2 重点施策
- 3 庁内各部署における「生きる支援の関連施策」について
- 4 関係機関・団体等の取組

第4章 施策の展開

1 基本施策

地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基本施策は、「地域におけるネットワークの強化」「自殺対策を支える人材の育成」「市民への啓発と周知」「生きることの促進要因への支援」「児童生徒のSOSの出し方に関する教育」の5つとします。

これらの施策それぞれを強力に、かつこれらを連動させて総合的に自殺対策の推進を図ります。

【基本施策1】地域におけるネットワークの強化

自殺ハイリスク者の多くは、家庭や学校、職場の問題、健康問題などの様々な要因を複合的に抱えており、それらに適切に対応するためには、地域の関係者が連携・協力して施策を推進していくことが必要となります。このため、自殺対策に係る相談支援機関等との連携を深め、ネットワークの強化を進めます。

取組・事業	内 容	担当課
自殺防止対策推進部会 (新規)	関係機関と市役所庁内各課が課題や情報を共有する場として開催し、事業の評価・検討を行い、計画の推進を図ります。	健康づくり推進課
要保護児童対策事業 こどもサポートネットワ ーク会議	虐待を受けている要保護・要支援児童 ^{※9} 、特定妊婦 ^{※10} を早期に発見し、適切な支援を図るため、関係機関が情報や方針を共有し、適切な連携の下で対応します。	子ども福祉課
いじめ問題対策連絡協議会	いじめの防止等に関係する機関が連携を図り、いじめの防止等のために各学校が実施する施策を総合的かつ効果的に推進します。	指導室
青少年問題協議会	青少年に関する総合的施策の樹立についての重要事項を調査審議し、関係行政機関相互の連絡調整を図ります。	生涯学習課
民生委員児童委員協議会	市内4地区の定例会等において、地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげるあり方について協議を行い、地域と行政の連携を促進します。	社会福祉課 各支所地域振興課
障害者自立支援協議会	地域における障害者等への支援体制に関する情報を共有し、関係機関が連携を図ると共に、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行います。	社会福祉課
地域ケア会議	多職種による個別事例の検討を通じ、高齢者の日常生活の自立支援に資するケアプランにつなげていくことを目指します。	高齢福祉課
在宅医療・介護連携推進事業	医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するため、関係者の連携を推進します。	高齢福祉課

※9 要保護・要支援児童：児童福祉法に基づき保護を要すると定められた児童及び保護者による養育を支援することが特に必要と認められた児童

※10 特定妊婦：児童福祉法に基づいた養育上の公的支援を妊娠中から要するような環境にある妊婦

【基本施策2】自殺対策を支える人材の育成

自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守る「ゲートキーパー」の役割を担う人材の養成が必要です。

ゲートキーパーは自殺対策において早期発見、早期対応の中心的役割を果たすことが期待されるため、専門家や専門機関だけでなくより多くの市民がゲートキーパーとしての意識を持って身近な人を支え合うことができるよう、幅広く研修などを実施していきます。

1 職員を対象とする人材育成

取組・事業	内 容	担当課
市職員の研修	新規採用職員研修・階層別研修・庁内研修に自殺対策に関する講義を導入することで全庁的に自殺対策を推進します。	総務課
ゲートキーパー実務者研修 (ハイリスク事例検討研修)	保健・福祉・医療・教育・警察・労働等の関係機関においてハイリスク事例について情報共有を図り、有機的な連携ができるよう研修会を開催します。	健康づくり推進課
消防職員研修	救急活動等での自殺企図者等への対応・支援の向上を目的に専門医師等による職員研修を実施します。	消防本部
生徒指導連絡協議会	児童生徒のいじめや不登校、問題行動等への適切な対応や未然防止の在り方等を検討することにより、生徒指導担当教員の指導力を高め、各学校の生徒指導体制の充実を図ります。	指導室

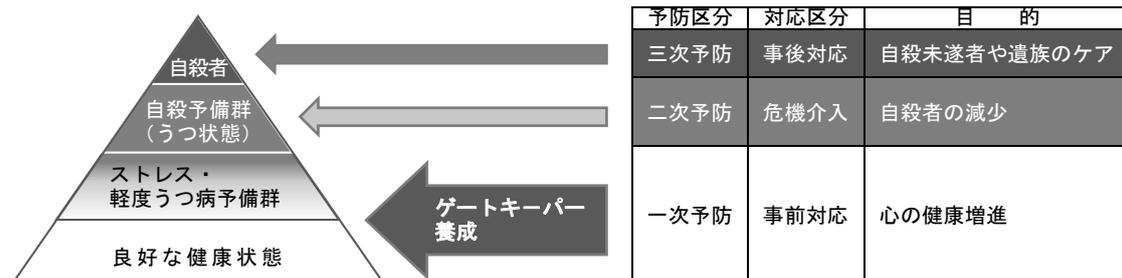
2 市民を対象とする人材育成

取組・事業	内 容	担当課
ゲートキーパー研修	日頃から地域住民と接する機会が多い民生委員児童委員、保健推進員等を中心に、ゲートキーパー研修を開催し、地域における対策の担い手を育成します。	健康づくり推進課
ゲートキーパーフォロー研修	ゲートキーパー研修受講済者にフォロー研修を開催します。	健康づくり推進課

◆心の健康レベルとゲートキーパー◆

自殺対策は、心の健康レベルに分けると、一次予防（事前対応）、二次予防（危機介入）、三次予防（事後対応）の3つの段階があります。

生きづらさを抱えている人に気づき、傾聴し、必要な人につなぎ、見守る「ゲートキーパー」の存在は重要です。



【基本施策3】市民への啓発と周知

自殺対策に係る様々な情報・知識をもっていなければ適切な支援へとつなげることができません。そのため、市民に対して相談機関等に関する情報提供を行うとともに、自殺対策に対して理解が得られるよう、講演会の開催や自殺予防週間（9月）、自殺対策強化月間（3月）での重点的な啓発等を実施します。

1 相談窓口の周知

取組・事業	内 容	担当課
チラシによる相談窓口の周知	庁内窓口、関係機関等の窓口において相談窓口の周知を図ります。	健康づくり推進課 関係各課
広報紙、ガイドブック等を活用した周知	広報紙・ホームページ等を活用して相談窓口の周知を図ります。また、市で作成しているガイドブック（市民生活ガイド、健康づくりガイド、子育て上手常陸太田等）や封筒に相談窓口情報を掲載し、相談窓口の周知を図ります。	広報広聴課 少子化・人口減少対策課 関係各課

2 出前講座の開催及びイベント等での啓発

取組・事業	内 容	担当課	
消費者トラブル出前講座（中学生向け）	若年層の消費者トラブルを未然に防止するため中学生を対象に開催します。トラブルに巻き込まれてしまった時の対応方法や様々な生きる支援に関する相談先の情報を提供し「SOSの出し方に関する教育」の実践につなげます。	市民協働推進課	
まちづくり出前講座	職員が地域に出向く講座の中で相談機関等に関する情報提供を行います	広報広聴課 関係各課	
健康教育・相談	各老人会・町会等において、うつ予防・ゲートキーパー教室を行います。	健康づくり推進課	
心の健康づくり講演会	心の健康や自殺に関する正しい知識等について理解を深めるための研修会を開催します。	健康づくり推進課	
イベントの活用 子育てメッセ・健康福祉まつり ハートフルフェスタ	啓発事業のブースにうつ予防チェックやゲートキーパーの役割についての資料を掲示し、市民への啓発を図ります。	少子化・人口減少対策課 健康づくり推進課 生涯学習課	
男女共同参画推進事業の活用	男女共同参画社会の実現に向けた啓発セミナーやPR活動の際に相談機関等に関する情報提供を行います。	少子化・人口減少対策課	
自殺予防週間・ 自殺対策強化月間啓発活動	広報紙等による情報発信	自殺対策強化月間や自殺予防週間にあわせた心の健康に関する啓発活動を行います。	広報広聴課 健康づくり推進課
	街頭活動での啓発	自殺対策強化月間で交通安全の日に合わせ立哨活動とともに啓発活動を行います。 公共機関にポスター掲示、のぼり旗を設置します。	市民協働推進課 健康づくり推進課
	図書館での展示	自殺対策強化月間や自殺予防週間等の際に、自殺予防関連図書等を集め特設コーナーを設置し、関連資料の展示や貸出、関連ポスター掲示、リーフレット配布します。	図書館 健康づくり推進課

【基本施策4】生きることの促進要因への支援

自殺対策の基本である「生きる」を支えるために、特に「孤立」予防に視点を当てた取り組みを推進します。生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすという双方の取り組みを通じて、自殺リスクを低下させる必要があるため、様々な分野において「生きることの包括的な支援」を推進します。

1 相談体制の充実強化

取組・事業	内 容	担当課
「つなぐ」シート ^{※11} の活用 (新規)	複数の問題を抱えた市民からの相談に対し、できる限り早い段階で「つなぐ」シートを活用し適切な相談窓口に着実につなぎ、連携した支援を行います。	広報広聴課 市民協働推進課 各支所地域相談室
各種相談支援事業	各種相談支援の中で自殺リスクのある方に気づき、声をかけ、関係機関と十分連携し支援にあたります。 市民相談・法律相談・地域相談・育児相談・健康相談 介護相談・納税相談・市営住宅家賃相談・上下水道料金相談 消費生活相談・生活困窮者自立相談・家庭児童相談 発達障害児等相談・児童発達相談 DV相談・教育相談	建築住宅課 上下水道総務課 保険年金課 収納課 子ども福祉課 高齢福祉課 社会福祉課 健康づくり推進課 指導室

2 自殺未遂者等への支援

取組・事業	内 容	担当課
自殺未遂者等への支援 及び遺された人たちへの支援	自殺企図の救急現場において、本人、家族に対して関連する相談窓口等の情報提供を行い、他機関との連携を強化し支援を推進します。	消防本部
ハイリスク事例 ^{※12} 検討研修	保健・福祉・医療・教育・警察・労働等の関係機関においてハイリスク事例について情報共有を図り、連携ができるよう研修会を開催します。	健康づくり推進課

※11 つなぐシート：悩みを抱えている相談者に複数の部署で情報を共有し連携して支援するための紹介票。相談内容が多岐にわたる際などに、相談者を関連部署に案内するとともにシートを受け渡ししていくことにより、部署間での引継ぎを正確かつ効率的に行うとともに、相談者が同じ内容を繰り返し説明する負担を軽減することを目的としている。厚生労働省の自殺対策モデル事業として東京都足立区で作成され、全国自治体での活用が広がっている。

※12 ハイリスク事例：複数の困難（生活困窮、アルコール、多重債務・経済問題、DV被害、幼少期の過酷体験、自殺未遂等）を抱えている事例

【基本施策5】児童生徒のSOSの出し方に関する教育

児童生徒が、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育（SOSの出し方に関する教育）、心の健康の保持及び命の大切さを実感できる教育を通して、自殺対策に向けた環境づくりを進めます。

取組・事業	内 容	担当課
Q-Uの活用※13	客観的指標として調査結果を活用することにより、児童生徒の心理的状态や学級の状況等を把握するとともに、適切な支援につなげます。	指導室
スクールカウンセラー配置事業	中学校区内の小・中学校の連携を強化し、いじめ、不登校等の児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期解消を図るため、臨床心理に関して高度の専門的な知識を有するスクールカウンセラーを活用し、教育相談体制の充実を図ります。	指導室
スクールソーシャルワーカー活用事業	児童生徒のおかれた生活環境を把握し、福祉関係機関及び警察・司法関係機関等と連携して、児童生徒及びその保護者並びに教職員に対する支援を行います。	指導室
教育支援センター「かわせみくらぶ」	不登校児童生徒が、集団活動や教科指導を個別に行いながら、学校復帰への支援を行います。	指導室
特別支援教育巡回相談	障害のある幼児児童生徒や教員等に対して必要な助言・援助を行ったり、保護者等に対して教育相談を行ったりするなど、特別支援教育の充実を図ります。	指導室

※13 Q-U (Questionnaire-Utilities) : 楽しい学校生活を送るアンケートでいじめや不登校などの問題行動の予防と対策に活用される。

2 重点施策

本市の自殺の特徴により、特に重点的に取り組むべき施策として、「高齢者及び同居家族への支援」「生活困窮者への支援」「子ども・若者及び同居家族への支援」「勤務・経営問題対策の推進」を図っていきます。

【重点施策1 高齢者及び同居家族への支援】

高齢者の自殺予防には、うつ病・うつ状態の早期発見と適切な治療についての、健康教育や相談機関の拡充など地域の支援活動が重要です。

また、同居する子どものひきこもり状態の長期化により、子どもと親が高齢化し、支援につながらないまま社会から孤立してしまう「8050（ハチマル・ゴウマル）問題」^{※14}のように、高齢者本人だけでなく、家族や世帯に関わる複合的な問題が増えつつあります。誰にも相談できず地域から孤立状況にある高齢者の早期発見・早期支援が必要です。

医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保され、高齢者の暮らしを支援する地域包括ケアシステムを推進し、引き続き、高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくり、社会参加の強化等を促進します。

（1）包括的な支援のための連携の推進

健康、医療、介護、生活などに関する様々な関係機関や団体などの連携を推進し、包括的な支援体制を整備します。

事業・取組	内 容	担当課
地域ケア会議	介護支援専門員（ケアマネージャー）が抱える個別ケース（困難事例）について、多職種による個別事例の検討を通じ、高齢者の自立支援に資するケアプランにつなげていくとともに、個別事例の検討を重ねることで、地域課題を発見し、新たな資源開発につなげます。	高齢福祉課
在宅医療・介護連携推進事業	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、関係者の連携を推進します。	高齢福祉課
主任介護支援専門員会運営支援	要介護高齢者の在宅生活を支える要となる主任介護支援専門員の人材育成、研修、医療との連携等の取り組みを支援します。	高齢福祉課

※14 8050（ハチマル・ゴウマル）問題：ひきこもりの子どもをもつ家庭が高齢化し、50代の中老年のひきこもりの子どもを80代の親が面倒をみるケースが増えてきているという社会問題のこと。

(2) 高齢者の健康不安・孤立に対する相談支援

うつ病を含め、高齢者の自殺原因としてもっとも多い健康問題について、関係機関が連携しながら「悩みを抱える人の早期発見」のための相談体制を強化していきます。

事業・取組	内 容	担当課
おとしより生活相談センター	様々なニーズや「困りごと」に応えるための地域包括支援センターおよび在宅介護支援センターが高齢者やその家族への相談支援を行います。	高齢福祉課
介護相談	介護に関わる諸問題についての相談機会の提供を通じて、家族や本人が抱える様々な問題を察知し、支援につなげます。	高齢福祉課
健康相談	住民の悩みを聴き、不安やうつ状態を把握し、適切な心理ケアにつなげます。	健康づくり推進課
市民相談	市役所本庁の総合相談窓口で諸問題の解決に向けて対応します。困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげます。	広報広聴課
地域相談室業務	身近な地区支所地域相談室において、諸問題の解決に向けて対応します。困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげます。	各支所地域振興課
無料法律相談	生活上のトラブルを抱えた住民に対し、専門家への相談機会を提供するため、無料法律相談を開催します。	広報広聴課
健康ホットライン 24	市民の健康に関する不安の軽減を図るため、電話やWEBによる専門相談員対応の健康相談を業務委託により24時間体制で実施します。	健康づくり推進課
介護保険料、後期高齢者医療保険料の徴収についての相談	住民から納付に関する相談を受け付けます。期限まで納付できない住民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあったりする可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、様々な支援につなげます。	収納課
消費生活相談	相談をきっかけに、抱えている他の課題も把握・対応していくことで、包括的な問題の解決に向けた支援を行います。	市民協働推進課
民生委員児童委員	地域で悩みを抱える市民に対し、相談役・つなぎ役となり、適切な専門相談への架け橋になります。	社会福祉課 各支所地域振興課
介護予防・日常生活支援総合事業	事業対象となる高齢者を対象に日常生活の支援、機能訓練、ミニデイサービスを実施します。	高齢福祉課
高齢者ニーズフォローアップ事業	要援護対象高齢者等に対して、民生委員・児童委員が年2回の一斉訪問活動により、生活状況や健康状態等をより具体的に把握し、その実情に見合った保健・福祉サービスの利用促進を図るとともに、要援護者等の実態調査から各事業の充実を図ります。	高齢福祉課

事業・取組	内 容	担当課
緊急通報体制等整備事業 (高齢者のみ世帯対象)	日常生活の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、緊急通報用機器を貸与することにより、救助及び援助を行う支援体制を整備します。	高齢福祉課
配食サービス事業 (高齢者のみ世帯対象)	調理することが困難な方を対象に、週4回を限度とし夕食時に栄養のバランスのとれた食事を配達するとともに、安否の確認による見守りを行います。	高齢福祉課
ひとり暮らし 高齢者ふれあい活動事業	老人クラブの会員が電話によるコミュニケーションや安否確認による見守りを行うとともに、スポーツ・レクリエーション活動や学習会などへの参加を促し、高齢者の孤独感の解消を図ります。	高齢福祉課
高齢者等宅配買物代行サービス事業	市内商工会会員による買物代行サービスや商品宅配サービスを実施するとともに、安否の確認を行います。	高齢福祉課
認知症サポーター養成講座	認知症の専門知識を持つ「認知症介護アドバイザー」等により、介護者となる家族をはじめ地域住民が認知症を正しく理解し、状況に応じて対応できるよう講座を開催します。	高齢福祉課
ひとり暮らし等 ふれあい給食事業	孤独感の解消を図るため、月2回程度昼食時に、ボランティアが訪問し、食事を届けるとともに会食を実施します。	高齢福祉課
在宅福祉サービスセンター運営事業・軽度生活援助事業	高齢者や障害者等、あるいはその家族に対し、身の回りの世話をする家事援助サービスを提供します。	高齢福祉課
高齢者 日常生活用具給付等事業	電磁調理器、ガスコンロ(センサー付)、火災警報器、老人福祉車、老人用電話の給付(貸与)サービスを実施します。	高齢福祉課
在宅介護者 リフレッシュ事業	在宅で高齢者を介護している方に対して、年4回程度老人福祉施設などを活用する介護研修を兼ねた介護の疲れを癒すリフレッシュ行事等を実施します。	高齢福祉課
生活支援体制整備事業	NPOやボランティア、生活支援コーディネーターと連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加を促進します。	高齢福祉課
認知症地域支援・ケア向上 推進事業 (認知症カフェ含む)	認知症地域支援推進員を配置し、認知症高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるために、認知症の正しい知識の普及・啓発、医療と介護の連携体制の構築等の取り組みを進めます。また、認知症カフェ等の開催により、当事者やその家族との交流等を図ります。	高齢福祉課

(3) 社会参加の強化

高齢化やライフスタイルの変化により、高齢者世帯、高齢単独世帯が増加しており、孤独や孤立の予防として社会参加の促進が重要とされています。

様々な関係機関と連携しながら、高齢者の生きがい対策事業や要介護状態にならないための介護予防事業を推進していきます。

事業・取組	内 容	担当課
地区敬老会助成	各町会及び地区公民館において長寿を祝う敬老会の開催により住民との交流の機会を設けます。	高齢福祉課
シルバー人材センター助成	高齢者の就業の機会を提供し、高齢者の能力を生かした社会参加活動を支援します。	高齢福祉課
市老人クラブ連合会助成	老人クラブ大会、新年研修会、ふれあい活動、各種スポーツ大会の運営を支援します。	高齢福祉課
介護予防普及啓発事業	高齢化が進む中、高齢者の健康の保持増進を図り、要介護状態にならないことにより、生きることの促進要因 ^{※15} につなげます。 <ul style="list-style-type: none"> ・スクエアステップ教室 ・水中運動教室 ・いきいき健康運動教室 ・らくらく健康塾 	高齢福祉課 健康づくり推進課
介護予防運動指導者の養成	介護予防運動指導者養成講座を開催することで、各地区単位で実施している介護予防教室を指導できる人材を育成します。 <ul style="list-style-type: none"> ・シルバーリハビリ体操指導士3級 ・スクエアステップリーダー 	高齢福祉課 健康づくり推進課
ひとり暮らし等 生き生きふれあい事業	週1回程度通所により、日常動作訓練や趣味活動（生きがい活動）等のサービスを実施します。	高齢福祉課
ひとり暮らし等 外出支援サービス事業	病院・診療所への通院に際して、タクシー送迎に係る運賃の一部を助成します。	高齢福祉課

※15 生きることの促進要因：自殺に対する保護要因のことで、自分を大切に自己肯定感や、信頼できる人間関係などにより、危機回避能力が高くなる要因のこと。

【重点施策2 生活困窮者への支援】

自殺者の背景にある要因として失業や退職からの生活苦という連鎖により自殺に追い込まれる人も多くいます。生活困窮状態にある人は、経済面だけでなく人間関係や心身の健康等、多岐に渡る課題を抱え、解決策が見いだせず「生きづらさ」を訴えることが多い状況です。包括的視点で、複数の分野における支援者が連携し、多面的な連携体制を構築し、協働して支援を展開することにより、自殺防止を図ることが重要です。

生活に困窮している人を支援する生活保護制度は、最低限度の生活を維持することが困難な世帯に対して、生活費や住宅費、医療や介護などの給付を行うことで、健康で文化的な生活を守るための最後のセーフティーネットとしての役割を担っています。

生活困窮や生活困窮に陥る可能性がある人が追いつめられることがないように、相談者に寄り添い、相談者自らが課題を解決できるように相談や支援を実施していきます。また、相談窓口の周知を行うとともに、関係機関や窓口等と連携し、支援が必要な生活困窮者を早期に発見し、相談窓口につなげます。

事業・取組		内 容	担当課
滞納者への相談支援		市税及び国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料、上下水道料金、市営住宅使用料などの滞納者との納税・納付相談を通じて、支援が必要と思われる場合に関係課へ情報を提供し、必要な支援へつなぎます。国民年金保険料の納付困難者の相談を受け、免除申請や障害年金受給等の申請手続きの案内・受付を行います。	収納課 建築住宅課 保険年金課 上下水道総務課
生活保護制度の利用		資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長します。	社会福祉課
各種健（検）診の助成		生活保護世帯に疾病の早期発見、早期治療につなげるため、生活習慣病予防健診、各種がん検診を助成します。	健康づくり推進課 社会福祉課
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業	生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対し、自立に向けた相談支援を行うことと併せて、居住、就労、家計など、生活全般にわたる包括的な支援を行います。	社会福祉課
	住居確保給付金	離職などによって住居を失った人、または失うおそれの高い人に、一定期間、住居の家賃相当額を支給します。	社会福祉課
	子どもの学習生活支援事業	生活困窮世帯の子どもの学習支援や養育相談をはじめ、生活習慣や育成環境改善の助言、仲間との居場所づくり、進学に関する支援など、子供と保護者の双方に必要な支援を行います。	社会福祉課
就学援助と特別支援教育 就学奨励補助に関する事業		経済的理由により、就学困難な児童・生徒に対し、給食費・学用品等を補助します。また、特別支援学級在籍者に対し、就学奨励費の補助を行い、経済的負担の軽減を図ります。	教育総務課

【重点施策3 子ども・若者及び同居家族への支援】

小中学校においては、「命の大切さ」等を学ぶため、道徳の授業をはじめとする様々な場面において指導を行っています。

子どもが自殺に追い込まれないようにするためには、従来の命の大切さ等を育む授業を進めるとともに、悩みやつらさなどの強い心理的負担に対して、SOSを出せる状況を作ることが重要です。

いじめを苦しめた子どもの自殺の予防、SOSの出し方に関する教育を推進するとともに、子どもが出したSOSへの気づきや受け止め方等について、早期発見・早期介入のための取組みを推進します。

また、20～30歳代における死因の第一位が自殺である現状を受け止め、「ひきこもり」や「ニート」、自立に向けて不安を抱える若者、生きづらさを感じている若者層への支援を関係機関と連携しながら行っていきます。

事業・取組	内 容	担当課
各種ネットワークの強化	それぞれのネットワークにおいての情報を共有し、連動した包括的な支援体制を整備します。 <ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策事業こどもサポートネットワーク会議 ・いじめ問題対策連絡協議会 ・青少年問題協議会 	指導室 生涯学習課 子ども福祉課 健康づくり推進課
SOSの出し方に関する教育の推進	教育活動全体を通して、自己有用感を高める場を設定するとともに、自分の不安や悩みを友達や周囲の大人に言える態度を育成します。 <ul style="list-style-type: none"> ・「特別の教科 道徳」を要とした教育活動の推進 ・生命を尊重する態度の育成 ・心身の健康を育む教育 ・温かい人間関係を築く教育 ・ストレスの対処法を身に付けるための教育 ・自分の悩み等を信頼できる大人に相談することの重要性や、心の危機に陥った友人への関わり方を学ぶための教育 ・相談窓口の周知 	指導室
地域の各種相談の啓発	義務教育を修了後の若者に地域の各種相談窓口を啓発することにより、相談しやすい環境を整備します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年相談センター ・ 消費生活センター ・ 心の相談 ・ 健康ホットライン 24 ・ 精神保健相談 ・ 健康相談 	生涯学習課 市民協働推進課 社会福祉課 健康づくり推進課

【重点施策 4 勤務・経営問題対策の推進】

雇用形態の多様化によって不安定な就労状況が生まれ、晩婚化や核家族化により、結婚・出産・育児・介護などのライフイベントが同時期に集中するなど、仕事と育児・介護の両立に悩む人や問題を抱えている人が増えています。

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現が求められている中、仕事と子育て・介護との両立、病気や障害があっても安心して働ける環境づくりは、自殺対策を推進する上でとても重要です。

仕事と生活を調和させ、充実感を得ながら健康で働き続けることのできる社会を実現するため、国で定める「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、ワーク・ライフ・バランスの確保や各種ハラスメントの防止・解決のための啓発や相談窓口の周知及び情報提供を行っていきます。

事業・取組	内 容	担当課
男女共同参画推進事業	男女共同参画社会の実現に向けた啓発セミナー等の実施やPR活動を行い、ワーク・ライフ・バランスの実現につなげます。	少子化・人口減少対策課
常陸太田市ふるさとハローワーク設置事業※16	就職を希望する市民に対し、職業相談や求人情報の提供等の就労支援を行うことにより、就労による生きがいや経済安定化を目指します。	商工振興・企業誘致課
企業誘致事業	企業誘致による雇用の創出を図ることで、就労による生きがいや経済安定化に寄与します。	商工振興・企業誘致課
健康相談	市民の悩みを聴き、不安やうつ状態を把握し、適切な心理ケアにつなげます。	健康づくり推進課

※16 常陸太田市ふるさとハローワーク設置事業：茨城労働局と本市が雇用協定を結び設置している。

3 庁内各部署における「生きる支援の関連施策」について

(1) 生きる支援関連施策決定までのプロセス

- ① 庁内の関連事業を把握するため、各課等における事務事業を抽出し、全事業リストの中から「生きる支援」に関連する事業に分類しました。
- ② 各課等と調整し、市の全事業・業務をリスト化しました。

(2) 生きる支援関連施策について

- ① これらの事業については、自殺対策の視点からの事業の捉え方をふまえ、市の基本施策（5項目）及び重点施策（4項目）に基づき、関連あるものとして分類しています。
- ② 各課等の事業でそれぞれ住民と関わる際、悩んでいる人に【気づき】、必要に応じて関係者に紹介し、問題解決にあたる必要がある場合においては話を【聴き】、関係部署に【つなぐ】役割を、1人1人が担っていくことが望まれます。

更に、あらゆる機会をとらえ、住民に対する啓発と周知を行っていくよう努めるものとしします。

(3) 生きる支援関連事業の集計結果

部 等	担 当 課	事業数
政策推進室	広報広聴課	4
総務部	総務課	3
	収納課	2
企画部	企画課	1
	少子化・人口減少対策課	3
市民生活部	市民協働推進課	4
保健福祉部	保険年金課	2
	社会福祉課	22
	子ども福祉課	18
	高齢福祉課	37
	健康づくり推進課	26
商工観光部	商工振興・企業誘致課	2
建設部	建築住宅課	3
上下水道部	上下水道総務課	1
各支所	地域振興課	1
消防本部	消防課	2
教育委員会	教育総務課	4
	指導室	13
	図書館	1
	生涯学習課	8
各支所 保健福祉部	高齢福祉課・健康づくり推進課	1
	社会福祉課・地域振興課	1
合 計		159

※事業の内容で同様に取り組んでいるものは、まとめてあります。

(4) 生きる支援関連施策一覧

◎, ○は施策の関連度を示す。

NO	担当課	番号	事業名	重点施策	基本施策					事業概要
				1.高齢者 2.生活困窮者 3.子ども・若者 4.勤務・経営	ネットワークの強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒のSOSの出し方教育	
1	企画課	1	第6次総合計画後期基本計画の策定	1.高齢者 2.生活困窮者 3.子ども・若者 4.勤務・経営	○					総合計画の中で自殺対策について言及することで、総合的・全庁的に対策を進めやすくなり、さらなる深化を図ることができる。
2	広報広聴課	1	まちづくり出前講座	1.高齢者 2.生活困窮者 3.子ども・若者 4.勤務・経営			◎			職員が地域に出向く講座の中で相談機関等に関する情報提供を行う。
3		2	広報紙、ガイドブック等を活用した情報発信	1.高齢者 2.生活困窮者 3.子ども・若者 4.勤務・経営			◎			広報ひたちおた・お知らせ版を発行し、市民生活に必要な不可欠な行政や地域に関する各種情報の提供を行う。また、ホームページ、SNS等を活用し、各種情報の提供を行う。市民生活ガイドや封筒に相談窓口情報を掲載する等、関係各課と連携した情報発信に努める。
4		3	市民相談	1.高齢者 2.生活困窮者 3.子ども・若者 4.勤務・経営					◎	市役所本庁の総合相談窓口で諸問題の解決に向けて対応する。困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげる。
5		4	無料法律相談	1.高齢者 2.生活困窮者 3.子ども・若者 4.勤務・経営					◎	生活上のトラブルを抱えた住民に対し、専門家への相談機会を提供するため、無料法律相談を開催する。
6		少子化・人口減少対策課	1	「子育て上手常陸太田」をキャッチフレーズとした支援事業	3.子ども・若者			◎	○	
7		2	男女共同参画推進事業	4.勤務・経営		○	◎			男女共同参画社会の実現に向けた啓発セミナー等の実施やPR活動行い、ワークライフバランスの実現につなげる。
8		3	子育てメッセの開催	3.子ども・若者	○	○	◎			啓発事業のブースにうつ予防チェックやゲートキーパーの役割についての資料を掲示し、市民への啓発を図る。

NO	担当課	番号	事業名	重点施策	基本施策					事業概要
				1.高齢者 2.生活困窮者 3.子ども・若者 4.勤務・経営	ネット ワークの 強化	人材 育成	啓発 と周知	生き る支 援	児童 生徒の SOS の 出し 方 教 育	
9	収納課	1	徴収の緩和制度としての納税相談(市税, 国民健康保険税)	2.生活困窮	○				◎	住民から納付に関する相談を受け付ける。納付を期限までに行えない住民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあつたりする可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげる。
10		2	介護保険料, 後期高齢者医療保険料の徴収	1.高齢者 2.生活困窮者	○				◎	住民から納付に関する相談を受け付ける。納付を期限までに行えない住民は、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあつたりする可能性が高いため、そうした相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげる。
11	総務課	1	職員の研修事業			○	○			新規採用職員研修・階層別研修・庁内研修に自殺対策に関する講義を導入することで全庁的に自殺対策を推進する。
12		2	職員安全衛生管理事業			○		○		職員の健康管理を通じて、市民に対する支援の充実を図る。
13		3	職員ストレスチェック事業			○		○		ストレスチェックの実施し、自らストレスの状態を気づき、必要時、心の相談へ勧奨することで、メンタルヘルスの保持増進を図る。
14	市民協働推進課	1	消費生活相談	1.高齢者 2.生活困窮者 3.子ども・若者 4.勤務・経営			○	◎		消費生活センターにおいて、消費生活や多重債務等の相談支援を行い、必要に応じて法律相談や他の相談窓口につなぐ。
15		2	出前講座(中学生向け)	3.子ども・若者			◎	○	○	若年層の消費者トラブルを未然に防止するため中学生を対象に開催する。トラブルに巻き込まれてしまった時の対応方法や様々な生きる支援に関する相談先の情報を提供し「SOSの出し方に関する教育」の実践につなげる。

NO	担当課	番号	事業名	重点施策	基本施策					事業概要
				1.高齢者 2.生活困窮者 3.子ども・若者 4.勤務・経営	ネット ワークの 強化	人材 育成	啓発 と周知	生き る支 援	児 童生 徒の SOS 教育	
16	市民協働推進課	3	交通安全対策に関する事務	1.高齢者 2.生活困窮者 3.子ども・若者 4.勤務・経営				○		交通事故に関する相談先のリーフレットを配布し、支援機関等の情報周知を図る。
17		4	地域活動の推進	1.高齢者 2.生活困窮者 3.子ども・若者 4.勤務・経営			○			地域住民への講演会や講習会を開催し、地域住民として何ができるかを主体的に考えてもらう機会とする。
18	建築住宅課	1	公営住宅事務	2.生活困窮者				○		公営住宅の居住者や入居申込者には、生活面での困難や問題を抱えていることが少なくないため、自殺のリスクが潜在的に高いと思われる住民に対し、必要に応じて相談窓口につなぐ。
19		2	公営住宅家賃滞納整理対策	2.生活困窮者				○		家賃滞納者の中には、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあつたりする可能性が高いため、担当職員が気づき役やつなぎ役として相談に応じる。
20		3	公営住宅建設事業	2.生活困窮者				○		住宅に困窮する低額所得者に対し、住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的に公営住宅を建設する。
21	企業工業誘致課・	1	常陸太田ふるさとハローワーク設置事業	2.生活困窮者 4.勤務・経営				○		就職を希望する市民に対し、職業相談や求人情報の提供等の就労支援を行うことにより、就労による生きがいや経済安定化を目指す。
22		2	企業誘致事業	2.生活困窮者 4.勤務・経営				○		企業誘致による雇用の創出により、就労による生きがいや経済安定化に寄与する。
23	総務課 下水道	1	上下水道料金徴収業務	2.生活困窮者	○			◎		料金滞納者徴収事務、給水停止執行業務を通して気づき役となり、必要に応じて相談窓口につなげる。
24	保険年金課	1	重複・頻回受診者等訪問指導	1.高齢者 2.生活困窮者			○	◎		医療機関への重複・頻回受診者及び重複服薬者、柔道整復師への頻回受診者等を保健師が訪問し、受診状況や服薬の確認に加え、食生活や生活全般にアドバイスを実施する。

NO	担当課	番号	事業名	重点施策	基本施策					事業概要
				1.高齢者 2.生活困窮者 3.子ども・若者 4.勤務・経営	ネットワークの強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒のSOSの出し方教育	
25	保険年金課	2	保険料(税)の賦課, 収納, 減免	1.高齢者 2.生活困窮者			○	◎		滞納者に対して納付勧奨, 減免状況の把握を行い, 必要に応じて様々な支援機関につなげる。
26	各社会地域福祉振興課	1	民生委員児童委員協議会	1.高齢者 2.生活困窮者 3.子ども・若者	◎	○	○	○		地域の身近な相談役である民生委員児童委員による相談・支援の実施する。
27	社会福祉課	1	地域福祉の推進		○					令和3年度からの第3期地域福祉計画には, 「自殺対策計画」と連動できるようにすることでさらなる深化を図ることができる。
28		2	障害福祉計画策定管理事業		○	○	○			現行の計画の進行管理を行うとともに, 次期計画策定を行う。今後, 障害者福祉事業と自殺対策事業との連携可能な部分の検討を進めることにより, 両事業のさらなる連携の促進を図る。
29		3	常陸太田市日中一時支援事業		○			○		家族や介護者が病気・事故・出産または冠婚葬祭, その他の理由で障害者(児)の介護を行えなくなった時に, 一時的に日中の数時間施設で, 必要な支援を行う。
30		4	心身障害者(児)福祉手当支給事務					○		日常生活が困難な心身障害者(児)の社会参加のための手当を支給する。
31		5	常陸太田市難病患者福祉手当支給事務					○		一般特定疾患医療受給者証の交付を受けている者へ手当を支給する。
32		6	障害児支援に関する事務		○	○	○	○		児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の実施及び障害児を抱えた保護者への相談支援を提供する。
33	7	訓練等給付に関する事務		○	○	○	○		自立訓練・就労移行支援・就労継続支援A型B型・共同生活援助等の訓練給付を提供する。	

NO	担当課	番号	事業名	重点施策	基本施策					事業概要
				1.高齢者 2.生活困窮者 3.子ども・若者 4.勤務・経営	ネット ワークの 強化	人材 育成	啓発 と周知	生き る支 援	児童 生徒の SOS 教育	
34	社会福祉課	8	常陸太田市発達障害児等相談支援事業		○	○	○	◎		臨床発達心理士による発達障害に関する総合的な相談、指導や訓練を行う。また、必要に応じて知能検査を行う。
35		9	常陸太田市障害者自立支援協議会の開催		◎	○	○			地域における障害者等への支援体制に関する情報を共有し、関係機関が連携を図ると共に、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。
36		10	障害者虐待の対応		○	○		○		障害者虐待に関する通報・相談窓口の設置により、適切な支援先につなげる。
37		11	障害者相談員による相談業務(身体・知的・精神障害者相談員)		○	○	○	◎		行政より委託した障害者相談員による相談業務を行う。
38		12	手話奉仕員養成事業		○	○		○		手話で日常生活に必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成し、適切な支援先につなげる。
39		13	身体障害者のしおり作成					○		身体障害者とその家族に対して、各種福祉制度の概要や手続き方法などを紹介するしおりを作成・配布する。
40		14	地域活動支援センター事業		○	○	○	○		市内に居住地を有する障害者等に対して、創作的活動や生産活動の機会を提供し、障害者等の地域生活の支援の促進を図る。
41		15	常陸太田市障害福祉サービス等自己負担助成金支給事業					○		自立支援給付、地域活動支援事業等の福祉サービスを利用する者に対し、助成金を支給し、経済的負担の軽減を図る。
42		16	生活保護施行に関する事務	2.生活困窮者	○		○	○		資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する。
43		17	生活保護各種扶助事務	2.生活困窮者				○		生活保護受給者に対し、生活・住宅・教育・介護・医療・出産・生業・葬祭扶助を行う。

NO	担当課	番号	事業名	重点施策	基本施策					事業概要
				1.高齢者 2.生活困窮者 3.子ども・若者 4.勤務・経営	ネット ワークの 強化	人材 育成	啓発 と周知	生き る支 援	児童 生徒の SOS の出し 方教育	
44	社会福祉課	18	法外援護事務	2.生活困窮者				○		行政が独自に援助金等を支給し本人及び世帯の自立助成を図る。
45		19	中国残留邦人等生活支援事業	2.生活困窮者				○		特定中国残留邦人等とその配偶者の方で、世帯の収入が一定の基準に満たない方を対象に、通訳派遣や日常生活上の困難に関する相談・助言を行う。
46		20	生活困窮者自立支援事業 (自立相談支援事業)	2.生活困窮者	○		○	◎		生活に困りごとや不安を抱えている人に対して、どのような支援が必要か具体的な支援プランを作成し、経済的自立だけでなく、日常生活や社会生活の自立なども促す。
47		21	生活困窮者自立支援事業 (住居確保給付金)	2.生活困窮者				○		離職などによって住居を失った人、または失うおそれの高い人に、一定期間、住居の家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を確保した上で就職活動の支援を行う。
48		22	生活困窮者自立支援事業 (子どもの学習・生活支援事業等)	2.生活困窮者	○			○		生活困窮世帯の子どもの学習支援や養育相談をはじめ、日常生活習慣や育成環境改善の助言、仲間との居場所づくり、進学に関する支援など、子どもと保護者の双方に必要な支援を行う。
49	子ども福祉課	1	家庭児童相談事業	3.子ども・若者	○	○	○	◎		家庭において、子どもが健全に成長していくための養育、その他家庭児童福祉の向上を図るための相談助言指導を実施する。
50		2	児童手当事業	3.子ども・若者				○		児童を監護する家庭に対し、児童手当を適切に支給する。また、現況届等において児童や家庭の状況を確認し必要に応じて相談につなげる。
51		3	放課後児童クラブ運営事業	3.子ども・若者	○	○	○	○		昼間保護者のいない家庭の小学校の児童を対象に、放課後家庭的雰囲気の中で学習する場を提供し、児童の安全と健全育成を図る。

NO	担当課	番号	事業名	重点施策	基本施策					事業概要
				1.高齢者 2.生活困窮者 3.子ども・若者 4.勤務・経営	ネット ワーク の 強化	人材 育成	啓 発 と 周 知	生 き る 支 援	児 童 の 出 し 方 教 育 S O S	
52	子ども福祉課	4	ファミリー・サポート・センター事業	3.子ども・若者	○	○	○	○		子育ての手助けがほしい人と手助けをしたい人を会員として組織し、地域ぐるみで子育てを支援する活動を行う。
53		5	乳児おむつ購入費助成金支給事業	3.子ども・若者				○		乳児を養育する保護者に対し、その乳児が必要とするおむつの購入費用を助成することにより、乳児期の子育てに係る経済的負担を軽減する。
54		6	子育て広場事業	3.子ども・若者	○	○	○	○		子育て中の親子が気軽に集える場を開設し、子育て中の保護者の不安感や負担感を軽減する。
55		7	児童発達相談事業	3.子ども・若者				◎		発達に障害のある児童又はその疑いのある児童並びに保護者、関係者からの相談等に対し、総合的に応ずることができるよう関係機関と連携を図り、切れ目のない支援を行う。
56		8	要保護児童対策事業 こどもサポート ネットワーク会議	3.子ども・若者	◎			○		虐待を受けている要保護・要支援児童、特定妊婦を早期に発見し、適切な支援を図るため、関係機関が情報や方針を共有し、適切な連携の下で対応する。
57		9	子育て支援短期 利用事業	3.子ども・若者				○		保護者の疾病等の事由により、家庭における養育が困難になった児童等を養護施設等において一定期間保護する。
58		10	母子父子寡婦福 祉資金貸付支援 事業	2.生活困窮者 3.子ども・若者			○	○		母子、父子並びに自立寡婦世帯の経済的自立とともに、扶養する児童の健全育成のため、各種貸付資金の案内及び申請を指導する。
59		11	児童扶養手当事 業	2.生活困窮者 3.子ども・若者				○		母子家庭、父子家庭、養育者などのひとり親家庭に対し、児童扶養手当を適切に支給することで経済的安定を図る。
60		12	ひとり親家庭高 等職業訓練促進 給付金支給事業	2.生活困窮者 3.子ども・若者				○		ひとり親家庭の父母が、就職に有利となり、生活の安定に資する資格の取得を促進するため、訓練促進給付金を支給しひとり親家庭の自立を支援する。

NO	担当課	番号	事業名	重点施策	基本施策					事業概要
				1.高齢者 2.生活困窮者 3.子ども・若者 4.勤務・経営	ネット ワークの 強化	人材 育成	啓発 と周知	生き る支 援	児 童の 出し 方教 育 SOS	
61	子ども福祉課	13	保育の実施(公立保育園・私立保育園など)	3.子ども・若者	○	○	○	○		公立・私立保育園、認定こども園などで保育・育児相談を実施する。また、保護者による家庭保育が困難な乳幼児の保育に関する相談も実施する。
62		14	特別保育の実施(病後児保育、障害児保育)	3.子ども・若者	○	○	○	○		公立・私立保育園、認定こども園などにおいて特別保育を実施する。
63		15	地域子育て支援センター事業	3.子ども・若者	○	○	○	○		公立・私立保育園、認定こども園などで実施している地域子育て支援センターにおいて、保育士が気づき役・つなぎ役となり、必要に応じて相談窓口へつなぐ。
64		16	DV相談事業	3.子ども・若者	○	○	○	◎		被害者等から相談を受け、県福祉相談センター等関係機関と連携を図り、一時保護所等に関する情報提供及び被害者保護に関する相談・支援を行う。
65		17	保育料の大幅減額・無償化	2.生活困窮者 3.子ども・若者				○		保育園などの保育料を大幅に減額したり、保育料無償化制度をいち早く導入することにより、利用者の経済的負担の軽減を図る。
66		18	遺児手当	2.生活困窮者 3.子ども・若者				○		父母の一方又は両方が死亡した児童に対して、遺児手当を支給することにより、児童の健全な育成を助長し、児童の福祉の増進を図る。
67	高齢福祉課	1	敬老祝金等支給事業	1.高齢者				○		高齢者の長寿を祝い、敬老の意を表するため、節目年齢等(米寿(88歳)、白寿(99歳)、百寿(100歳)、及び100歳以上)に祝金等を支給し、体調や生活状況を伺う。
68		2	地区敬老会助成	1.高齢者	○			○		敬老の日に係る行事として、高齢者を一定の場所に招待し、長寿を祝う事業を行う町会及び地区公民館に対して助成を実施し、地域住民の交流の機会を設ける。

NO	担当課	番号	事業名	重点施策	基本施策					事業概要
				1.高齢者 2.生活困窮者 3.子ども・若者 4.勤務・経営	ネット ワークの 強化	人材 育成	啓発 と周知	生き る支 援	児 童 の 出 し 方 教 育 S O S	
69	高齢福祉課	3	おとしより生活相談センターの設置	1.高齢者	○			◎		様々なニーズや「困りごと」に応えるための地域包括ケアの中核機関として、地域の在宅介護支援センターが高齢者やその家族への相談支援を行う。
70		4	高齢者ニーズフォローアップ事業	1.高齢者	○			○		要援護対象高齢者等に対して、市民生委員・児童委員が年2回一斉訪問活動し、生活状況や健康状態等をより具体的に把握し、その実情に見合った保健・福祉サービスの利用促進を図るとともに、要援護者等の実態調査を行い、支援につなげる。
71		5	高齢者のみ世帯対象緊急通報体制等整備事業	1.高齢者	○			○		日常生活の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、緊急通報用機器を貸与することにより、救助及び援助を行う支援体制を整備する。
72		6	高齢者のみ世帯対象配食サービス事業	1.高齢者	○			○		調理することが困難な方を対象に、週4回を限度とし夕食時に栄養のバランスのとれた食事を配達するとともに、安否の確認による見守りを行う。(社会福祉法人、医療法人、民間委託)
73		7	高齢者等宅配買物代行サービス事業	1.高齢者	○			○		市内商工会会員による買物代行サービスや商品宅配サービスを実施するとともに、安否の確認を行う。
74		8	ひとり暮らし高齢者ふれあい活動事業	1.高齢者	○			○		老人クラブの会員が電話によるコミュニケーションや安否確認による見守りを行うとともに、スポーツ・レクリエーション活動や学習会などへの参加を促し、高齢者の孤独感の解消を図る。
75		9	認知症サポーター養成講座	1.高齢者	○			○		認知症の専門知識を持つ「認知症介護アドバイザー」等により、介護者となる家族をはじめ地域住民が認知症を正しく理解し、状況に応じて対応できるよう講座を開催する。
76		10	徘徊高齢者家族支援サービス事業	1.高齢者				○		徘徊高齢者を介護する家族が、その高齢者が徘徊した場合に早期に発見できるシステムを利用する際、システム加入料等を助成する。

NO	担当課	番号	事業名	重点施策	基本施策					事業概要
				1.高齢者 2.生活困窮者 3.子ども・若者 4.勤務・経営	ネット ワークの 強化	人材 育成	啓発 と周知	生き る支 援	児童 生徒の SOS 教育	
77	高齢福祉課	11	成年後見制度利用支援事業	1.高齢者	○			○		認知症, 知的障害, 精神障害などによって物事を判断することが十分でない方について, 本人の権利を守る援助者(成年後見人)を選ぶことで本人を法的に支援する制度で, 身寄りがいない高齢者に対して, 市が申立ての手続等を行う。
78		12	ひとり暮らし等生き生きふれあい事業	1.高齢者	○			○		週1回程度通所により, 日常動作訓練や趣味活動(生きがい活動)等のサービスを実施する。
79		13	ひとり暮らし等外出支援サービス事業	1.高齢者	○			○		病院等への通院に際して, タクシー送迎に係る運賃の一部を助成する。
80		14	ひとり暮らし等ふれあい給食事業	1.高齢者	○			○		孤独感の解消を図るため, 月2回程度昼食時に, ボランティアが訪問し, 食事を届けるとともに会食を実施する。
81		15	在宅福祉サービスセンター運営事業・軽度生活援助事業	1.高齢者	○			○		高齢者や障害者等, あるいはその家族に対し, 身の回りの世話をする家事援助サービスを提供する。
82		16	高齢者日常生活用具給付等事業	1.高齢者				○		電磁調理器, ガスコンロ(センサー付), 火災警報器, 老人福祉車, 老人用電話の給付(貸与)サービスを実施する。
83		17	生活管理指導短期宿泊扶助費	1.高齢者				○		高齢者で, 基本的な生活習慣が欠如している方に対して, 養護老人ホームにおける短期宿泊により要介護状態への進行を予防するため指導, 支援を実施する。
84		18	在宅重度要介護高齢者介護慰労金	1.高齢者				○		在宅の重度要介護高齢者を常時介護している介護者に対して, 介護の労をねぎらう目的で慰労金を支給する。
85		19	在宅重度要介護高齢者紙おむつ購入費助成事業	1.高齢者				○		常時紙おむつを使用する在宅の重度要介護高齢者(要介護3~5)に対して, 紙おむつ購入に要した費用の一部を助成する。
86		20	高齢者住宅リフォーム助成事業	1.高齢者				○		要介護等認定高齢者が住宅・設備を改善する場合に, 経費の一部を助成する。

NO	担当課	番号	事業名	重点施策	基本施策					事業概要
				1.高齢者 2.生活困窮者 3.子ども・若者 4.勤務・経営	ネット ワークの 強化	人材 育成	啓発 と周知	生き る支 援	児 童 の 出 し 方 教 育 S O S	
87	高齢福祉課	21	はり・きゅう・マッ サージ施術費助 成事業	1.高齢者				○		75歳以上の高齢者、65歳以上 の1・2級の身体障害者の健康 の保持と心身の保持を図る ため、はり・きゅう・マッサー ジ施術費を助成する。
88		22	在宅介護者リフ レッシュ事業	1.高齢者	○				○	在宅で介護を要する高齢者を 介護している方に対して、年4 回程度老人福祉施設などを活 用する介護研修を兼ねた介護 の疲れを癒すリフレッシュ行 事等を実施し、身体的・精神的 疲労の緩和をする。
89		23	あんしんファミ リイ介護講座	1.高齢者	○				○	家族介護に関する知識及び技 術を習得させるための教室を 実施することにより、高齢者等 の介護を行う家族等の身体的 、精神的及び経済的負担の 軽減による生活の安定を図る。
90		24	養護老人ホーム 入所措置	1.高齢者					○	身体及び精神上の理由により 自宅での生活が困難及び住宅 に困窮しているため、自宅で 生活することが困難な高齢者 に対して、施設サービスを実施 する。
91		25	在宅医療・介護 連携推進事業	1.高齢者	◎	○	○	○	○	医療と介護の両方を必要とす る状態の高齢者が、住み慣れ た地域で自分らしく暮らし続 けることができるよう、在宅医 療と介護を一体的に提供す るため、関係者の連携を推 進する。
92		26	生活支援体制整 備事業	1.高齢者	○	○	○	○	○	NPOやボランティア、地域住 民等の生活支援サービスを担 う事業主体と連携しながら、 多様な日常生活上の支援体 制の充実・強化及び高齢者の 社会参加を促進する。
93		27	認知症初期集中 支援事業	1.高齢者				○	○	認知症専門医と、地域包括支 援センターの医療及び介護の 専門職によるチームを編成し 、認知症の早期診断・早期 対応に向けて包括的・集中的 (おおむね6ヶ月)に支援する 体制を整え、適切な医療や 介護につなげる。

NO	担当課	番号	事業名	重点施策	基本施策					事業概要
				1.高齢者 2.生活困窮者 3.子ども・若者 4.勤務・経営	ネット ワークの 強化	人材 育成	啓発 と周知	生き る支 援	児童 生徒の SOS 教育	
94	高齢福祉課	28	認知症地域支援・ケア向上推進事業(認知症カフェ含む)	1.高齢者	○	○	○	○		認知症地域支援推進員を配置し、認知症高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるために、認知症の正しい知識の普及・啓発、医療と介護の連携体制の構築等の取り組みを進める。認知症カフェ等の開催により、当事者やその家族との交流等を図る。
95		29	地域ケア会議	1.高齢者	◎	○	○	○		多職種による個別事例の検討を通じ、高齢者の自立支援を目指す。
96		30	シルバー人材センター運営費補助金交付事業	1.高齢者	○	○	○	○		高齢者の就業の機会を提供し、高齢者の能力を生かした社会参加活動を支援するため、市シルバー人材センターの運営費を補助する。
97		31	市老人クラブ連合会補助金交付事業	1.高齢者	○	○	○	○		老人クラブ大会、新年研修会、ふれあい活動、各種スポーツ大会の運営経費を補助する。
98		32	介護予防普及啓発事業	1.高齢者	○		○	○		高齢化が進む中、高齢者の健康の保持増進を図り、要介護状態にならないことにより、生きることの促進要因につながる。 ・スクエアステップ教室 ・水中運動教室 ・いきいき健康運動教室 ・らくらく健康塾
99		33	介護給付に関する事務	1.高齢者	○					居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・重度障害者等包括支援・短期入所・療養介護・生活介護・施設入所支援及び相談支援を実施し、本人や家族の負担軽減をし、自殺リスクの軽減を図る。
100		34	介護相談	1.高齢者	○				◎	介護にまつわる諸問題についての相談機会の提供を通じて、家族や本人が抱える様々な問題を察知し、支援につなげる。
101		35	介護予防・日常生活支援総合事業	1.高齢者	○					事業対象者・要支援1・2相当の高齢者を対象に日常生活の支援、機能訓練、ミニデイサービスを実施する。

NO	担当課	番号	事業名	重点施策	基本施策					事業概要
				1.高齢者 2.生活困窮者 3.子ども・若者 4.勤務・経営	ネット ワークの 強化	人材 育成	啓 発と 周知	生 きる 支 援	児 童 の 出 し 方 教 育 S O S	
102	高齢福祉課	36	主任介護支援専門員会運営支援事業	1.高齢者	○	○				要介護高齢者の在宅生活を支える要となる主任介護支援専門員の人材育成, 研修, 医療との連携等の取組を支援する。
103		37	市おかえりSOSネットワーク事業	1.高齢者	○			○		警察等関係機関の連携協力体制をの整備により, 一時的行方不明者または身元不明者を早期に保護する。
104	高齢福祉課・健康づくり推進課	38	介護予防運動指導者養成講座	1.高齢者	○					介護予防運動指導者養成講座を開催することで, 各地区単位で実施している介護予防教室を指導できる人材を育成する。 ・シルバーリハビリ体操指導士3級 ・スクエアステップリーダー
105	健康づくり推進課	1	健康増進計画		○					市民主体の健康づくりや健康寿命の延伸のための施策や取り組みを体系的に推進するために食育推進計画, 歯科保健計画を一体化して策定する。
106		2	健康・福祉まつり					◎		講演会を実施したり, うつ予防やゲートキーパーの役割について, パネル展示やリーフレット配布を行い, 住民への啓発を図る。
107		3	健康ホットライン24	1.高齢者 2.生活困窮者 3.子ども・若者 4.勤務・経営	○	○	○			市民の健康による不安の軽減を図るため, 電話やWEBによる専門相談員対応の健康相談を業務委託により実施する。
108		4	地区健康教育・相談	1.高齢者	○			◎		各老人会・町会等において, うつ予防・ゲートキーパー教室を行う。また訪問等で住民の悩みを聴き, 不安やうつ状態を把握し, 適切な心理ケアにつなげる。
109		5	各種健(検)診事業	2.生活困窮者	○				○	疾病の早期発見, 早期治療につなげ, 健康で文化的な生活を守るため, 生活習慣病予防健診, 各種がん検診を実施する。生活保護世帯には, 助成券を発行する。

NO	担当課	番号	事業名	重点施策	基本施策					事業概要
				1.高齢者 2.生活困窮者 3.子ども・若者 4.勤務・経営	ネット ワークの 強化	人材 育成	啓発 と周知	生き る支 援	児 童生 徒の SOS の 出 し 方 教 育	
110	健康づくり推進課	6	母子健康手帳交付	3.子ども・若者	○		○			保健師が全面接を実施することで、妊婦の状況をアセスメントし、ハイリスク者に対して、切れ目ない支援を行う。産後うつに対するの教育を全妊婦に実施する。
111		7	妊婦健診及び産後健診	3.子ども・若者	○		○	○		適切な時期・回数妊婦健診を行うことで、精神的な問題を早期に発見し、支援する。また、産後健診を行うことで、産後うつを早期に発見し、必要な支援する。
112		8	新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問	3.子ども・若者	○		○	○		育児支援チェックリスト・エジンバラ産後うつ質問票・赤ちゃんの気持ち質問票等を実施し、産後うつや児に対するの愛着等をアセスメントし、産後うつからの自殺を防ぐ。また、必要時、病院や専門機関と連携して支援をする。
113		9	養育支援訪問	3.子ども・若者	○		○	○		養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師等がその居宅を訪問し、養育に必要な指導・助言を行う。
114		10	ひたちおた助産師なんでも相談	3.子ども・若者	○		○	◎		助産師による産前・産後支援事業で3回まで無料でサービスをうけることができる。出産直後の早期段階から専門家が関与し、必要な助言・指導等を提供することで、リスクの軽減を図る。
115		11	ウエルカム赤ちゃん教室	3.子ども・若者			○			産後うつや新生児の泣きについて両親学級で学ぶことで、産後うつの予防につなげることができる。
116		12	乳児相談・健診	3.子ども・若者	○		○	◎		乳児相談・1歳半健診・2歳児歯科健診・3歳児健診等で保護者のメンタルについて確認し、必要時支援を行う。
117		13	ママと赤ちゃんの育児相談室	3.子ども・若者	○		○	◎		1歳未満の子どもをもつ保護者の育児相談を実施する。保護者の育児不安を軽減し、生活上の支援策を提示する。また保護者同士で交流できる場を設けることで、孤立を防ぐことができる。

NO	担当課	番号	事業名	重点施策	基本施策					事業概要
				1.高齢者 2.生活困窮者 3.子ども・若者 4.勤務・経営	ネット ワークの 強化	人材 育成	啓発 と周知	生き る支 援	児 童生 徒の SOS の 出 し 方 教 育	
118	健康づくり推進課	14	乳幼児育成支援事業	3.子ども・若者	○		○	◎		すてっぷ教室・子育て相談・発達支援相談等を専門家が実施し、保護者の負担や不安感の軽減を図る。必要時、関係機関へつなぎ、包括的な支援を提供する。また子どもに対して適切に関わりことで、子どもの自己肯定感を高め、2次障害を防ぐ。
119		15	ママほっとタイム	3.子ども・若者			○	○		育児不安を抱える母親や母子関係に何らかの困難を抱えている母親同士がグループミーティングを行うことにより、育児不安の軽減、孤立感の解消を図り、母親の精神的な安定につなげることができる。
120		16	精神デイサービス					○		精神障害者がグループの中で対人関係、生活習慣の習得等、社会適性を身につけることで、生きていくことにつながる。また孤立を防いだり、症状悪化を早期に発見することで、自殺のリスクを軽減することができる。
121		17	精神保健相談		○		○	◎		精神科医・保健師が、心の悩みの相談に応じ、症状によって治療の可能性、方向性を判断する。また、本人の症状によって面接が困難な場合は、家族からの相談にも応じる。必要時、病院や他機関との連携を図る。
122		18	ゲートキーパー研修		○	◎	○			実務者研修では関係機関におけるハイリスク事例について情報共有を図り、有機的な連携ができるような研修会を開催する。市民を対象とした研修では、地域における対策の担い手を育成する。研修受講済者に対してはフォロー研修を開催する。
123		19	心の健康づくり講演会				◎			心の健康や自殺に関する正しい知識等について理解を深めるための研修会を実施する。

NO	担当課	番号	事業名	重点施策	基本施策					事業概要
				1.高齢者 2.生活困窮者 3.子ども・若者 4.勤務・経営	ネット ワークの 強化	人材 育成	啓発 と周知	生き る支 援	児 童 の 出 し 方 教 育 S O S	
124	健康づくり推進課	20	精神障害者家族 むけ交流会・講演 会		○			○		家族や当事者が交流できる場 を提供することで、地域でのつ ながりの構築に向けた一助と なり、生きることの促進要因へ の支援にもなり得る。当事者の 状況を把握し、症状悪化等の 場合には対処策を講じるなど の支援への接点にもなり得る。
125		21	精神障害者及び その家族への訪 問・相談等		○		○	◎		精神障害者(疑い含む)及びそ の家族への個別支援の充実を 図り、自殺リスクの高い方の自 殺防止の取り組みとする。
126		22	自殺予防の啓発	1.高齢者 2.生活困窮者 3.子ども・若者				◎		チラシによる相談窓口の周知を する。啓発・知識普及のための パンフレットの配布をする。
127		23	街頭活動での啓 発	1.高齢者 2.生活困窮者 3.子ども・若者				◎		自殺対策強化月間で交通安全 の日に合わせ立哨活動ととも に啓発活動を行う。公共機関に ポスター掲示、のぼり旗を設置 する。
128		24	食生活改善推進 員		○	○	○			生活習慣病を予防するため、 「食」を通して適塩や野菜摂取 量の増を目指し、健康寿命の 延伸を図る。食習慣を改善・充 実させることで、生活の質を高 め、精神の安定へと繋げること ができる。
129		25	保健推進員		○	○	○			地域住民への健診を勧奨する ことで疾病予防・改善、早期発 見・治療を実現し、健康面の不 安を解消し、より健全な生活に 結び付けることができる。ま た、研修会等でうつ等の精神的 な疾患についても学ぶことで地 域で見守り支えあい、支援へと 結び付けることができる。
130		26	思春期保健事業	3.子ども・若者	○		○			市内小中学校への思春期教育 媒体の貸し出しを行う。媒体を 使った学習をすることで命の大 切さについて学ぶことができる。
131	地域支 振所興 課	1	地域相談室業務	1.高齢者 2.生活困窮者 3.子ども・若者	○		○	◎		市民の相談、陳情、要望、苦情 等を受理し、適切な相談機関に つなげる。

NO	担当課	番号	事業名	重点施策	基本施策					事業概要
				1.高齢者 2.生活困窮者 3.子ども・若者 4.勤務・経営	ネット ワークの 強化	人材 育成	啓発 と周知	生き る支 援	児童 生徒 のSOS の 出し 方 教 育	
132	消防本部	1	職員研修	1.高齢者 2.生活困窮者 3.子ども・若者 4.勤務・経営		◎	○			救急活動等での自殺企図者等への対応・支援の向上を目的に専門医師等による職員研修を実施する。
133		2	自殺未遂者等への支援及び遺された人々への支援	1.高齢者 2.生活困窮者 3.子ども・若者 4.勤務・経営	○				◎	救急現場において、リスクの高い人々、家族に対して関連する相談窓口等の情報提供を行い、他機関との連携を強化し支援を推進する。
134	教育総務課	1	奨学資金貸与事業	2.生活困窮者 3.子ども・若者					○	経済的な理由により就学が困難な者に対し学資を貸与し、経済的負担の軽減を図る。
135		2	外国語支援ボランティア事業	3.子ども・若者					○	日本語を話すことが困難な児童生徒に対し、母語を理解できる支援員を配置し、児童生徒の学校生活での言語に係る支障を緩和すると同時に教員の負担を軽減する。
136		3	就学援助と特別支援教育就学奨励補助に関する事業	2.生活困窮者 3.子ども・若者					◎	経済的理由により、就学困難な児童・生徒に対し、給食費・学用品等を補助する。また、特別支援学級在籍者に対し、就学奨励費の補助を行い、経済的負担の軽減を図る。
137		4	幼稚園保育料の無償化	2.生活困窮者 3.子ども・若者					○	○
138	指導室	1	Q-Uの活用	3.子ども・若者 4.勤務・経営					◎	客観的指標として調査結果を活用することにより、児童生徒の心理的状態や学級の状況等を把握するとともに、適切な支援につなげる。
139		2	いじめ問題対策連絡協議会	3.子ども・若者 4.勤務・経営	◎	○				いじめの防止等に関係する機関が連携を図り、いじめの防止等のために各学校が実施する施策を総合的かつ効果的に推進する。
140		3	生徒指導連絡協議会	3.子ども・若者 4.勤務・経営	◎	○			○	○

NO	担当課	番号	事業名	重点施策	基本施策					事業概要
				1.高齢者 2.生活困窮者 3.子ども・若者 4.勤務・経営	ネットワークの強化	人材育成	啓発と周知	生きる支援	児童生徒のSOSの出し方教育	
141	指導室	4	学校生活アンケート	3.子ども・若者 4.勤務・経営			○	○	○	定期的に児童生徒及び保護者から学校生活に係るアンケートを実施し、いじめや悩みの早期発見の一助とする。
142		5	教育相談	3.子ども・若者 4.勤務・経営	○			◎	○	計画的・継続的に教育相談を実施し、児童生徒が悩みや心配事に関する相談を、対面で行う。
143		6	スクールカウンセラー配置事業	3.子ども・若者 4.勤務・経営	○	○	○	○	◎	中学校区内の小・中学校の連携を強化し、いじめ、不登校等の児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期解消を図るため、臨床心理に関して高度に専門的な知識を有するスクールカウンセラーを活用し、教育相談体制の充実を図る。
144		7	スクールソーシャルワーカー活用事業	2.生活困窮者 3.子ども・若者 4.勤務・経営	○	○	○	○	◎	児童生徒のおかれた生活環境に働きかけ、又は福祉関係機関及び警察・司法関係機関等と連携して、児童生徒及びその保護者、並びに教職員に対する支援を行う。
145		8	明るい学校づくり研修会	3.子ども・若者 4.勤務・経営	○	○	○	○	○	いじめのない明るい学校づくりを目標にして、児童生徒たちが自らが、自分たちに何ができるのか、協議する。
146		9	教育支援センター「かわせみくらぶ」	3.子ども・若者 4.勤務・経営	○		○	○	◎	不登校児童生徒が、体験を通じた集団活動や教科指導を個別に行いながら、学校復帰への支援を行う。
147		10	生徒指導訪問	3.子ども・若者 4.勤務・経営	○	○		○	○	学校の生徒指導における状況を把握するとともに、生徒指導上の課題解決についての研究協議を行い、生徒指導體制の充実を図る。
148		11	特別支援教育巡回相談	3.子ども・若者 4.勤務・経営	○	○	○	○	◎	障害のある幼児児童生徒や教員等に対して必要な助言・援助を行ったり、保護者等に対して教育相談を行ったりするなど、特別支援教育の充実を図る。
149		12	教師力向上講座	3.子ども・若者 4.勤務・経営	○	○		○	○	若手教員を対象とした学級づくり・人間関係づくり等をテーマに研修を実施し、児童生徒理解を進めるとともに、いじめをはじめとする諸問題の未然防止に向けた取組を行う。

NO	担当課	番号	事業名	重点施策	基本施策					事業概要
				1.高齢者 2.生活困窮者 3.子ども・若者 4.勤務・経営	ネット ワークの 強化	人材 育成	啓発 と周知	生き る支 援	児童 生徒の SOS の 出し 方 教 育	
150	指導室	13	就学に関する相談	3.子ども・若者 4.勤務・経営	○				○	特別に支援を要する児童・生徒に対し、関係機関と協力して一人ひとりの障害及び発達の状態に応じたきめ細かな相談を行う。
151	図書館	1	図書館での展示						◎	自殺対策強化月間や自殺予防週間等の際に、自殺予防関連図書等を集め特設コーナーを設置し、関連資料の展示や貸出、関連ポスター掲示、リーフレットを配布する。
152	生涯学習課	1	放課後子ども教室推進事業	3.子ども・若者	○	○				放課後等の教室・校庭・体育館など学校施設を子どもたちの安全・安心な活動拠点とし、地域住民の参画により子供たちが様々な活動を実施する。
153		2	青少年相談員事務	3.子ども・若者	○	○	○			研修を受けた相談員が、学校訪問、イベント会場等の巡回、児童生徒下校時安全パトロール等を実施する。
154		3	青少年問題協議会	3.子ども・若者	◎	○	○			青少年に関する総合的施策の樹立について重要事項を調査審議し、関係行政機関相互の連絡調整を図る。
155		4	青少年相談センター事業	3.子ども・若者	○	○				街頭補導、談話相談窓口の設置、青少年健全育成のための広報啓発活動により、青少年の非行防止と健全育成を図る。
156		5	子ども会育成連合会	3.子ども・若者					○	子ども会連合会補助金により、子ども会活動の活性化を図る。
157		6	青少年健全育成常陸太田市民の会	3.子ども・若者					○	青少年の主張弁論大会や家庭の日推進講演会等、各種キャンペーンに参加する。
158		7	市PTA連絡協議会補助金	3.子ども・若者	○	○	○			補助金を交付し、協議会活動の活性化を図る。
159		8	ハートフルフェスタひたちおた	3.子ども・若者						◎

NO	担当課	番号	事業名	重点施策	基本施策					事業概要
				1.高齢者 2.生活困窮者 3.子ども・若者 4.勤務・経営	ネット ワークの 強化	人材 育成	啓発 と周知	生き る支 援	児童 生徒 のS OS の 出 し 方 教 育	
			○ 関連がある施策数		86	46	64	93	8	
			◎ 関連が強い施策数		8	2	13	26	5	
			○◎ 総関連施策数		94	48	77	119	13	

4 関係機関・団体等の取組

本計画の推進にあたっては、自殺の実態に即した地域の関係機関・団体等の取組みも必要になってきます。

国や茨城県、本市の地域の関係機関・関係団体等がさまざまな「生きる支援」に関連する事業や取り組みを展開しています。

※本計画策定協力関係機関・団体等の取組を掲載

※市の委託事業については、再掲

団体名	事業・取組	内容
常陸太田市医師会	診療業務	日常診療においてうつ状態、特に強いうつ状態を訴える患者に対して、神経・精神科受診にタイミングを失うことなく紹介します。
	産業医業務	勤務先での健康診断の結果をもとに産業医が従業員と雇用主に面接・指導を行っております。
常陸太田市歯科医師会	歯科診療業務	日常診療において口腔機能を改善することで、生きる力、対人コミュニケーション、食べる楽しみなど、生きる意欲を持つことができるよう支援します。
常陸太田市薬剤師会	ベストライフ事業 お薬講座	老人会・町内会等の市民の集會に講師を派遣し健康づくり推進のお手伝いをします。
	薬物乱用防止事業	小中高等学校へ講師を派遣し、薬物乱用の恐ろしさを伝えると共に自分らしくいきいきと生きる自己肯定感を高める授業を行います。
	調剤業務	調剤業務において服薬状況、体調など聞き取る際、生活環境や精神状態等も知ることができ、必要があれば医療機関（心療内科等）や介護事業所、地域包括支援センター等各機関へ紹介します。
常陸太田市民生委員 児童委員連絡協議会 （再掲）	民生委員児童委員活動	それぞれの担当の地域住民の方々に声かけ、見守り、相談活動を行っています。
	小学校・中学校との連携	学校行事等に参加し、子供達とふれあい、学校との情報の共有ができるよう努めています。心配事等が生じた場合は、児童委員と主任児童委員が連携し対応を協議したうえ関係機関につないでいます。
常陸太田市老人会 連合会（再掲）	一声運動	独居老人および高齢者2人暮らし家庭に、「お元気ですか?」「会合に参加してください」等の声掛け運動を単位クラブごとに実施しています。ふれあいサロンや健康相談や運動教室などに誘っています。
常陸太田市シルバー リハビリ体操指導士 会	地域の体操教室の 指導活動	各集会所等での教室の中で体操指導士が参加者の様子に気づき、声をかけています。 例) 今日は〇〇さんが欠席なので、帰りに声をかけてみてください 例) そのことは、「地域包括支援センター」に相談してはいかがでしょうか

団体名	事業・取組	内容
常陸太田市 社会福祉協議会	ふれあいサロン	身近な地域で、集いの場に定期的に出かけることで、人と人のつながりや生きがいがづくりを進めます。
	生活福祉資金貸付事業（茨城県社会福祉協議会受託事業）	低所得者、高齢者・障がい者世帯に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行い、経済的自立により生活意欲の促進と、社会参加を進めます。
	小口資金貸付事業	低所得者、高齢者・障がい者世帯に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行い、経済的自立により生活意欲の促進と、社会参加を進めます。
	歳末たすけあい事業	赤い羽根募金のうち歳末たすけあい募金を活用し、在宅で支援を必要とする高齢者・障がい者等に対し、民生委員やボランティアの協力によりおせち料理や品物を贈呈し、人と人とのつながりや生きがいがづくりを進めます。
	ボランティア研修会	市民を対象に、ボランティア活動参加のきっかけづくりになる講座をはじめ、生活を支援するボランティア育成の講座を開催します。支援の必要な方に対する傾聴など、ささえあう地域づくりにむけたボランティアを育成します。
常陸大宮公共職業 安定所	常陸太田市ふるさと ハローワーク (再掲)	就職相談や求人情報の提供等の就労支援を行っています。
	巡回相談	市福祉事務所内に毎月2回、巡回相談コーナーを設置し、生活保護受給者及び生活困窮者を対象に就労自立促進相談を行っております。
中央児童相談所 日立分室	ペアレント・トレーニング	児童虐待の未然防止のための親支援事業：家庭や学校で不適応状態にある児童の保護者を対象に、全9回のプログラムを行い、保護者の負担を減らし虐待を予防します。
高等学校	地域との連携	青少年相談員連絡協議会等において関係機関と連携し、情報共有しながら、生徒の健全育成を目指します。
	スクールカウンセラー配置事業	年間22回（月約2回）、学校に相談室及び保健室等においてカウンセラーと面接相談を開設しています。
	ケース会議	生徒の悩みの解決に向けて、養護教諭、生徒指導部長、関係者でケース会議を行います。
ひたちなか保健所	精神保健相談	心の健康に不安がある方、またはそのご家族に対し、精神科医師・保健師が面談し、アドバイスをを行います。
	ひきこもり専門相談	ひきこもりのご家族等に対し、臨床心理士、保健師が面談し、アドバイスをを行います。
	ひきこもり家族教室	ひきこもり者のご家族が集い、勉強会や情報交換を通し、家族が元気になり、本人へのかかわり方等により本人の変化を生み出すことを目指します。
	自殺対策街頭キャンペーン	「自殺対策強化月間」(3月)に合わせ、県民への自殺対策への関心を高めるため、駅周辺等においてチラシ等の配布を行います。

団体名	事業・取組	内容
太田警察署	各種相談	犯罪被害や安全と平穏に関する各種相談を開設しております。 少年相談 勇気の相談 女性安心パートナー 悪徳商法 110 番 #9910
	駐在所	市内に 8 カ所の駐在所をおき、地域の隅々まで目を配り、地域の安全を守るために活動しております。
茨城司法書士会	くらしの中の悩み (多重債務) 相談	司法書士会員が毎週火曜日に水戸市の茨城司法書士会館などにおいて、くらしの中の悩みごとの電話及び面接 (面接は要予約) による無料相談を行っています。
	成年後見に関する相談	公益法人成年後見センター・リーガルサポート茨城に登録した司法書士が、成年後見に関する電話相談や無料相談会を行っています。
太田地域産業保健センター	労働者の健康管理・相談	労働者 50 人未満の産業医の選任義務のない小規模事業場の事業者や働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを提供します。 ・労働者の健康管理に係る相談 ・健康診断結果についての医師からの意見聴取 ・長時間労働者及びストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導 ・個別訪問による産業保健指導の実施
メンタルサポートステーション きらり	居場所の提供	セルフカフェがご利用できます。リラックスして気ままにお過ごしいただけます。利用者同士の交流の場があり、話し相手を見つけるなど、独りで悩まず遊びにきてみませんか。個別に施設職員とのおしゃべり・相談もお受けすることができます。秘密は守られます。
	相談事業	ご自身のこと、ご家族のこと、お知り合いの方誰でもお困りごとや悩みを相談することができます。“相談したいことが分からなけどなんとなく苦しい・・・”という場合でもご利用ください。秘密は守られます。

第 5 章

自殺対策の推進に向けて

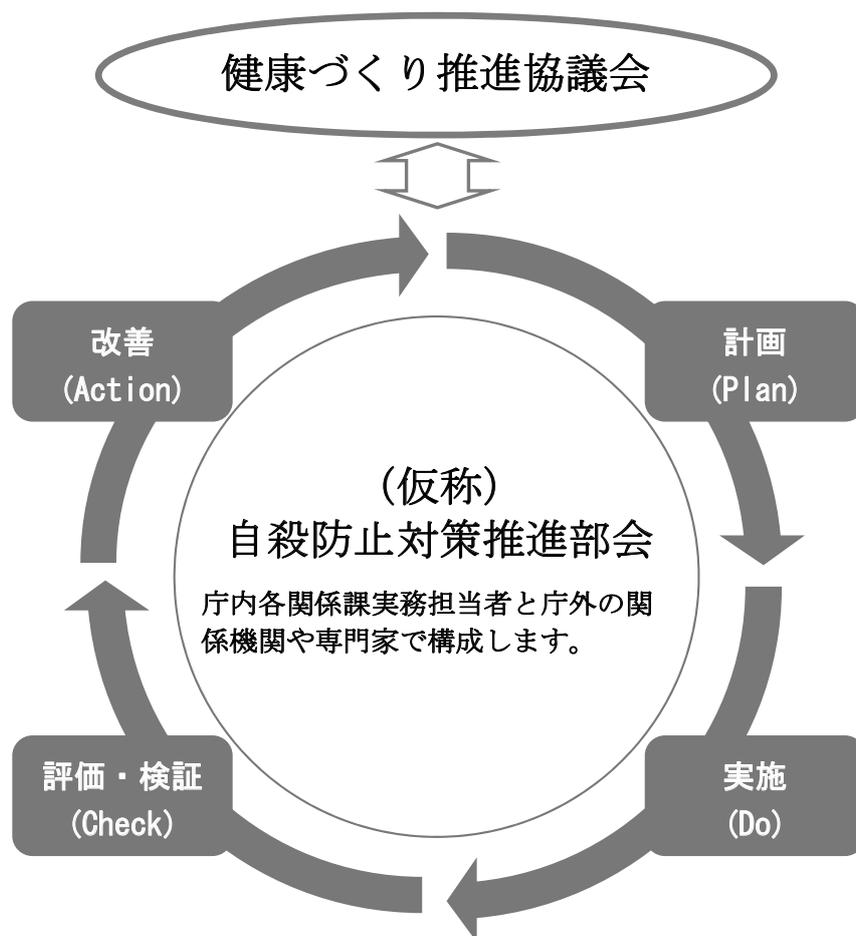
- 1 計画の推進体制
- 2 施策の評価

第5章 自殺対策の推進に向けて

1 計画の推進体制

自殺対策推進計画における各施策については、庁内外の実務担当者等による「(仮称) 自殺防止対策推進部会」を置いて、PDCA (Plan・Do・Check・Action) サイクルの視点に基づき実施状況等の評価や検証を行います。

また、「常陸太田市健康づくり推進協議会」^{※17}での意見を取り入れることで目標の達成に向けた自殺対策の着実な推進を図ります。



※17 常陸太田市健康づくり推進協議会：家庭，学校，職場，地域，行政及び医療等関係機関がそれぞれの役割を果たしつつ，相互に連携・協力し，市民の健康づくりを推進するための施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とした各関係団体等からの委員で構成する市組織

2 施策の評価

本計画での数値目標の達成と自殺対策の着実な推進のため、自殺対策に特化した取組みの成果を計る指標を以下のとおり掲げ、計画を推進します。

〈数値目標〉(再掲)

項目	基準年の実績 2015年	過去5年間実績の平均 2014年～2018年	目標値(2024年)
自殺者数	15人	10.2人	7人以下
自殺死亡率	27.0	18.39	12.9以下

〈評価指標〉

項目	現状値(2018年度)	目標値(2024年度)
自損行為による救急出動件数(年集計)	22件	16件
ゲートキーパー研修受講者数	265人	300人
○高齢者及び同居家族への支援		
ふれあいサロン数	67カ所	100カ所
いきいきヘルス体操教室自主グループ実施回数	2144回	2450回
○生活困窮者への支援		
支援により就労・増収につながった生活困窮者の割合	16.0%	18.0%
生活困窮世帯の中学生に対する学習支援事業の登録者数	23人	30人
○子ども・若者及び同居家族への支援		
「学校が楽しい」と答える割合	94%	100%
SOSの出し方教育の実施	全小中学校実施	全小中学校実施
○勤務・経営問題対策の推進		
いばらき健康経営推進事業所 ^{※18} 認定数	1カ所	5カ所
常陸太田市ふるさとハローワーク活用者の就職件数	424件	430件

※18 いばらき健康経営推進事業所：いばらき健康経営推進事業所認定制度(平成30年度～)により認定された事業所。従業員の健康づくりを経営的な観点から戦略的に取り組んでいる事業所として認定される。

付 属 資 料

- 1 自殺対策推進計画策定委員会
- 2 自殺対策推進計画策定庁内会議
- 3 自殺対策推進計画策定の経緯
- 4 相談窓口一覧

常陸太田市自殺対策推進計画策定委員会設置要項

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項の規定に基づき、常陸太田市自殺対策推進計画（以下「計画」という。）を策定するため、常陸太田市自殺対策推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) その他計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民の代表
- (2) 学識経験者
- (3) 関係機関及び団体の役職員
- (4) その他市長が特に認める者

3 委員の任期は、計画の策定をもって終了する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会の会議（次条において「会議」という。）の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長がかけたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じ、委員長が招集する。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉部健康づくり推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要項は、令和元年7月16日から施行する。

常陸太田市自殺対策推進計画策定委員会委員名簿

(※敬称略, 順不同)

氏名	団体・役職名	備考
福山 なおみ	茨城県自殺対策連絡協議会 委員	委員長
小林 肇	常陸太田市医師会 会長	副委員長
高倉 篤	常陸太田市歯科医師会 会長	
草野 朋子	常陸太田市薬剤師会 会長	
小林 勇	茨城司法書士会 太田支部長	
鈴木 一	常陸太田市民生委員児童委員協議会 会長	
小林 和博	常陸太田市シルバーリハビリ体操指導士会 会長	
関 守	常陸太田市老人会連合会 会長 (花房福寿会 会長)	
江原 和也	常陸太田市小中学校PTA連合会 会長	
矢幅 春彦	常陸太田市青少年相談員協議会 青少年相談員 (茨城県立太田第一高等学校 生徒指導部長)	
西連 寺有	常陸太田市小中学校長会 会長	
諏訪 幸子	茨城県中央児童相談所 日立児童分室長	
岩間 美幸	ひたちなか保健所 健康増進課長	
會澤 千秋	常陸大宮公共職業安定所 統括職業指導官 (常陸太田市自立支援協議会 委員)	
神永 純哉	太田警察署 刑事生活安全課 課長	
高塩 幸子	地域活動支援センター メンタルサポートステーション きらり 代表	
西野 千里	常陸太田市社会福祉協議会 事務局長	

常陸太田市自殺対策推進計画策定庁内会議設置要項

(設置)

第1条 常陸太田市自殺対策推進計画（以下「計画」という。）について調査研究し、計画の立案等を行うため、常陸太田市自殺対策推進計画庁内会議（以下「庁内会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 庁内会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の立案及び見直し作業に関すること
- (2) 計画に係る調査、連絡調整及び評価に関すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画に関し必要な事項

(組織)

第3条 推進本部会議は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長には保健福祉部長を、副委員長には健康づくり推進課長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、庁内会議の会議（次条において「会議」という。）の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長がかけたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、必要に応じ、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の会議への出席を求め、その意見を聴取し、又は説明を求めることができる。

(報告)

第5条 委員長は、推進本部会議における見通し、立案作業、調査研究過程及び結果を市長に報告し、必要な指示を受けるものとする。

(庶務)

第6条 推進本部会議の庶務は、保健福祉部健康づくり推進課において行う。

(委任)

第8条 この要項に定めるもののほか、推進本部会議に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要項は、令和元年7月12日から施行する。

別表(第3条関係)

委員

部 名	職 名
政策推進室	広報広聴課長
総務部	総務課長 収納課長
企画部	企画課長 少子化・人口減少対策課長
市民生活部	市民協働推進課長
保健福祉部	保健福祉部長 保険年金課長 健康づくり推進課長 社会福祉課長 高齢福祉課長 子ども福祉課長
建設部	建築住宅課長
上下水道部	上下水道総務課長
消防本部	消防課長
各支所	金砂郷支所地域振興課長 水府支所地域振興課長 里美支所地域振興課長
教育委員会	教育総務課長 指導室長 生涯学習課長

常陸太田市自殺対策推進計画策定庁内会議委員名簿

職	部	課	役職名	氏名
委員長	保健福祉部		部長	岡部光洋
副委員長	保健福祉部	健康づくり推進課	課長	中嶋みどり
委員	政策推進室	広報広聴課	課長	小又理恵
	総務部	総務課	次長兼課長	塩原正巳
		収納課	課長	宇須井淳
	企画部	企画課	課長	畠山卓也
		少子化・人口減少対策課	課長	富山晴美
	市民生活部	市民協働推進課	課長	高橋知之
	保健福祉部	保険年金課	課長	林洋二
		社会福祉課	課長	関勝仁
		高齢福祉課	課長	廣木浩
		子ども福祉課	課長	小泉秀明
	建設部	建築住宅課	課長	五来正浩
	上下水道部	上下水道総務課	課長	高星博英
	消防本部	消防課	課長	角田祐司
	金砂郷支所	地域振興課	課長	茂又一海
	水府支所	地域振興課	課長	榊一行
	里美支所	地域振興課	課長	菊池誠
教育委員会	教育総務課	課長	荷見久志	
	指導室	室長	根本泰	
	生涯学習課	課長	井坂修	

常陸太田市自殺対策推進計画策定の経緯

月 日	会議名称等	内 容
令和元年 5月23日 ～ 6月13日	事業の把握調査（事業の棚卸し）	・ 庁内既存事業と自殺対策との関連を把握する事業の把握調査
令和元年 7月23日	第1回常陸太田市自殺対策推進計画策定庁内会議	・ 自殺対策推進計画策定方針について
令和元年 8月 6日	第1回常陸太田市自殺対策推進計画策定委員会	・ 委員長及び副委員長の選出 ・ 常陸太田市の状況と自殺対策推進計画について ・ 計画策定のスケジュールについて
令和元年 8月19日 ～ 9月 2日	関係各課実施事業のヒアリング	・ 事業の把握調査結果に基づき関係各課へヒアリングを実施 ・ 「生きる支援」の関連事業を検討
令和元年10月 4日	第2回常陸太田市自殺対策推進計画策定庁内会議	・ 自殺対策推進計画（素案）に関する協議
令和元年11月19日	第2回常陸太田市自殺対策推進計画策定委員会	・ 自殺対策推進計画（素案）に関する協議 ・ 関係機関・関係団体の自殺対策事業に位置付け可能な事業について ・ 計画の名称について
令和元年12月13日	第1回作業部会	・ 庁内関係各課の係長の作業部会 ・ 施策についての意見交換 ・ 重点施策の事業評価について ・ つなぎシートの検討
令和2年 1月 9日	第3回常陸太田市自殺対策推進計画策定庁内会議	・ 自殺対策推進計画（素案）に関する協議
令和2年 2月 4日	第3回常陸太田市自殺対策推進計画策定委員会	・ 自殺対策推進計画（素案）に関する協議
令和2年 3月10日 ～ 3月23日	パブリックコメントの実施	・ 常陸太田市自殺対策推進計画（案）を市主要施設に設置 ・ ホームページに掲載
令和2年 3月27日	第4回常陸太田市自殺対策推進計画策定委員会	・ パブリックコメントの結果について ・ 常陸太田市自殺対策推進計画（案）について

相 談 窓 口 一 覧

○常陸太田市の相談窓口

相談名	日時・場所	電話番号
健康相談	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 総合福祉会館，北部保健センター または各公民館等	健康づくり推進課 ☎73-1212 北部保健センター ☎85-1212
市民相談	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 ※正午～午後1時を除く 市役所1階市民相談室	広報広聴課 ☎72-3111 内線126
地域相談	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 ※正午～午後1時を除く 各支所地域振興課	金砂郷地域振興課 ☎76-2116 水府地域振興課 ☎85-1118 里美地域振興課 ☎82-2111
無料法律相談 (事前予約制)	原則偶数月の第1月曜日 午前9時30分～正午 市役所本庁会議室	広報広聴課 ☎72-3111 内線126
ひたちおおた 健康ホットライン24	24時間 無料相談	☎0120-412-124
納税相談	月～金曜日 午前9時～午後5時15分 市役所本庁1階収納課	収納課 ☎72-3111 内線203・205・243
消費生活相談	月～金曜日 午前9時～午後4時 ※正午～午後1時を除く 市役所本庁1階消費生活センター	消費生活センター ☎70-1322
税務相談	毎月第1・3水曜日 午前9時30分～正午 ※税理士が相談に応じます。 市役所本庁2階201会議室	税務課 ☎72-3111 内線211・213
介護相談	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分	高齢福祉課 ☎72-3111 内線144・131
高齢者の相談	月～金曜日 午前8時30分～午後5時 ※正午～午後1時を除く 総合福祉会館内地域包括支援センター	地域包括支援センター ☎72-8881

相談名	日時・場所	電話番号
生活困窮者自立相談	月～金曜日 午前9時～午後5時15分 ※正午～午後1時を除く 市役所本庁1階生活困窮者自立相談支援室	社会福祉課 ☎72-3111 内線147・148
生活保護	月～金曜日 午前9時～午後5時15分 市役所本庁1階社会福祉課生活支援係	社会福祉課 ☎72-3111 内線147・148
青少年相談センター	電話にて随時受付	青少年相談センター ☎73-2409
こころの相談	開所日：月～土曜日 午前10時～午後5時 ※日曜日・祝日 閉所です。	メンタルサポートステーション きらり ☎0295-72-5933
育児・健康相談	月～金曜日 午前9時～午後5時 総合福祉会館，北部保健センター	健康づくり推進課 ☎73-1212 北部保健センター ☎85-1212
家庭児童相談	月～金曜日 午前9時～午後4時 ※正午～午後1時を除く 市役所本庁1階家庭児童相談室（子ども福祉課内）	子ども福祉課 ☎72-3111 内線161
児童発達相談／発達障がい児等相談	月～金曜日 午前9時～午後4時 ※正午～午後1時を除く 総合福祉会館相談室	子ども相談室 「にじいろ」 ☎72-1100
DV相談	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 ※正午～午後1時を除く 市役所本庁1階子ども福祉課	子ども福祉課 ☎72-3111 内線161
教育相談	月～金曜日 午前9時～午後5時 ※正午～午後1時を除く 市役所分庁舎2階教育委員会指導室	教育委員会指導室 ☎72-3111 内線561・539

○常陸太田市以外のさまざまな相談窓口

相談名	日 時	電話番号
茨城いのちの電話	毎日 24 時間 (水戸)	☎029-350-1000
	毎日 24 時間 (つくば)	☎029-855-1000
	毎月 10 日 午前 8 時～翌日午前 8 時	☎0120-783-556
いばらきこころのホットライン	平日 (祝祭日及び年末年始を除く) 午前 9 時～午後 4 時 ※正午～午後 1 時を除く	平日 ☎029-244-0556 (祝日・年末年始休) 土日 ☎0120-236-556 (祝日・年末年始休)
思春期の悩みごと 面接相談 (事前予約制)	月～木曜日：午前 9 時 30 分～午後 4 時 土曜日：午後 1 時～午後 4 時 カウンセリングルーム「ベルハウス」 有料	(公社) いはらき 思春期保健協会 ☎029-305-7563
思春期の悩みごと 電話相談 (ヤングコール)	土曜日 午後 1 時～午後 5 時	
精神保健相談／思春期相談 (事前予約制)	予約受付時間 月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 (祝祭日, 年末年始は除く)	茨城県 精神保健福祉センター ☎029-243-2870
精神保健相談 (事前予約制)	毎月第 2 水曜日 午後 1 時 30 分～午後 4 時 常陸太田合同庁舎 県北県民センター相談室 毎月第 3 水曜日 午後 1 時 30 分～午後 4 時 ひたちなか保健所常陸大宮支所 相談室	茨城県 ひたちなか保健所 常陸大宮支所 ☎0295-55-8424
ひきこもり相談	火～土曜日 午前 9 時～午後 6 時 ※面接は要予約	茨城県ひきこもり相談支援センター ☎0296-48-6631
	月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分	茨城県 ひたちなか保健所 常陸大宮支所 ☎0295-55-8424
ひきこもり家族教室	毎月第 3 火曜日または第 4 水曜日 午後 2 時～午後 3 時 30 分	茨城県 ひたちなか保健所 常陸大宮支所 ☎0295-55-8424
児童虐待の相談・連絡	月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分	茨城県中央児童相談所日 立児童分室 ☎0294-22-0294
いばらき虐待ホットライン	24 時間対応	相談専用ダイヤル ☎0293-22-0293

相談名	日 時	電話番号
子どもホットライン (18歳まで)	24時間対応 ※18歳までの子ども専用の電話相談	相談専用ダイヤル ☎029-221-8181
子どもの教育相談 (茨城県教育研修センター)	毎日(年末年始休) 午前8時～午後10時	相談専用ダイヤル ☎029-225-7830
茨城県いじめ・体罰解消サポートセンター	月～金曜日 午前9時～午後6時30分 (ただし月・水は午後4時30分まで)	茨城県県北教育事務所 ☎0294-34-4652
地域児童相談	毎月第3金曜日 午前10時～午後3時	子ども福祉課 ☎72-3111(内線161) 茨城県中央児童相談所 日立児童分室 ☎0294-22-0294
人権相談	月～金曜日 午前8時30分～午後5時 ※正午～午後1時を除く	法務局常陸太田支局 ☎73-0221
少年相談	24時間対応 ※但し専門の職員が対応するのは、平日8時30分～午後5時15分	少年サポートセンター 水戸 ☎029-231-0900
性犯罪被害相談 「勇気の電話」	24時間受付 ※月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 (土・日・祝日を除く)は、カウンセラーが対応 ※ただし、上記時間帯以外は当直の警察官対応	#8103 又は ☎029-301-0278
女性安心パートナー	女性警察官が24時間対応	相談専用ダイヤル ☎029-301-8107
DV相談	24時間対応	太田警察署 ☎0294(73)0110
女性相談(配偶者暴力相談)	平日 午前9時～午後9時 土日祝日 午前9時～午後5時 ※面接相談は事前予約	茨城県 女性相談センター ☎029-221-4166
悪質商法110番	24時間対応 ※平日8時30分～午後5時15分は、専門職員対応	☎029-301-7379
県民安心センター総合相談	24時間対応	#9110 太田警察署 ☎0294(73)0110

相談名	日 時	電話番号
茨城司法書士会総合 相談センター電話相 談	火曜日 午後4時～午後6時	相談専用ダイヤル ☎029-212-4500 ☎029-212-4515 ☎029-306-6004
茨城司法書士会総合 相談センター面接相 談（事前予約制）	予約受付時間 月～金曜日 午前9時～正午/午後1時～5時 （祝祭日，年末年始は除く）	茨城司法書士 総合相談センター ☎029-224-5155
常陸大宮公共職業安 定所巡回相談	毎月第2・4木曜日 午後1時30分～午後3時30分	常陸大宮 公共職業安定所 ☎0295-52-3185
労働者の健康管理・相 談	月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 ※面接相談は予約制	太田地域 産業保健センター ☎0294(70)1155
労働相談	月～金曜日 午前9時～午後7時 （相談受付は午後6時30分まで） 第2・4土曜日 午前9時～午後3時 （相談受付は午後2時30分まで） 第1・3土曜日，日曜日，祝日，年末年始は休業	いばらき 労働相談センター ☎029(233)1560

